

(参考資料)

# 防災業務計画修正

## 新旧対照表

令和6年6月

## 第1編 総則

修正前	修正後
<p>第1編 総則</p> <p>第3章 防災に関する組織・体制</p> <p>第5節 緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）</p> <p>○大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するため、「緊急災害対策派遣隊の設置に関する訓令」（平成24年国土交通省訓令第31号）に基づき、本省、国土技術政策総合研究所、国土地理院、<u>地方支分部局（航空交通管制部を除く。）</u>及び気象庁に、それぞれ緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）を設置するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>第1編 総則</p> <p>第3章 防災に関する組織・体制</p> <p>第5節 緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）</p> <p>○大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧、<u>給水支援</u>その他災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するため、「緊急災害対策派遣隊の設置に関する訓令」（平成24年国土交通省訓令第31号）に基づき、本省、国土技術政策総合研究所、国土地理院、<u>地方支分部局</u>及び気象庁に、それぞれ緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）を設置するものとする。</p> <p>(略)</p>

## 第2編 各災害に共通する対策編

修正前	修正後
第2編 各災害に共通する対策編 第1章 災害予防 第1節 災害対策の推進 第3 都市の防災構造化の推進  (略)	第2編 各災害に共通する対策編 第1章 災害予防 第1節 災害対策の推進 第3 都市の防災構造化の推進  (略)
○避難場所等となる都市公園の整備の年次計画等を明らかにした地方公共団体による防災公園整備プログラムの策定を推進するものとする。	(削除)
(略)	(略)
○「緑の基本計画」に基づいた系統的かつ計画的な都市公園の整備、特別緑地保全地区の指定や積極的な緑地協定の締結、 <u>緑化重点地区整備事業</u> による低・未利用地を活用した多様な緑地の整備等を推進することにより、延焼遮断、市街化の進展防止等、市街地の総合的な防災性向上に資する緑地の体系的な保全・整備を図るものとする。	○「緑の基本計画」に基づいた系統的かつ計画的な都市公園の整備、特別緑地保全地区の指定や積極的な緑地協定の締結、 <u>グリーンインフラ活用型都市構築支援事業等</u> による低・未利用地を活用した多様な緑地の整備等を推進することにより、延焼遮断、市街化の進展防止等、市街地の総合的な防災性向上に資する緑地の体系的な保全・整備を図るものとする。
(略)	(略)
第2編 各災害に共通する対策編 第1章 災害予防 第1節 災害対策の推進 第4 道路施設等の整備及び災害に対する安全性の確保等	第2編 各災害に共通する対策編 第1章 災害予防 第1節 災害対策の推進 第4 道路施設等の整備及び災害に対する安全性の確保等

## 第2編 各災害に共通する対策編

修正前	修正後
<p>○ <u>広域的な社会経済活動への影響を最小化するため、高規格道路のミッシングリンク解消及び4車線化、高規格道路と直轄国道のダブルネットワーク化等による道路ネットワークの機能強化対策を進め、災害の発生に対して代替路となる経路を確保するものとする。</u></p>	<p>○<u>激甚化、頻発化する災害から速やかに復旧・復興するためには、道路ネットワークの機能強化が必要であることから、高規格道路のミッシングリンク解消及び4車線化、高規格道路と直轄国道のダブルネットワーク化等による道路ネットワークの機能強化対策を進め、発災後おおむね1日以内に緊急車両の通行を確保し、おおむね1週間以内に一般車両の通行を確保できるよう、災害の発生に対して代替路となる経路の確保を目指すものとする。</u></p>
<p>第2編 各災害に共通する対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 災害対策の推進</p> <p>第7 盛土等に伴う防災措置</p> <p>(略)</p> <p>○盛土等の安全対策を推進するにあたっては、各関係制度を所管する関係府省庁、<u>都道府県等</u>で緊密に連携を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第2編 各災害に共通する対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 災害対策の推進</p> <p>第12 避難場所・避難路等の確保・整備</p>	<p>第2編 各災害に共通する対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 災害対策の推進</p> <p>第7 盛土等に伴う防災措置</p> <p>(略)</p> <p>○盛土等の安全対策を推進するにあたっては、各関係制度を所管する関係府省庁、<u>地方公共団体</u>で緊密に連携を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第2編 各災害に共通する対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 災害対策の推進</p> <p>第12 避難場所・避難路等の確保・整備</p>

## 第2編 各災害に共通する対策編

修正前	修正後
○河川、海岸堤防の管理用通路、河川舟運の活用や、緊急用河川敷道路の整備、砂防事業、地すべり対策事業、海岸事業、急傾斜地崩壊対策事業、下水道事業、港湾事業等により整備されるオープンスペースの活用を推進するものとする。	○河川、海岸堤防の管理用通路、河川舟運の活用や、緊急用河川敷道路の整備、砂防事業、地すべり対策事業、海岸事業、急傾斜地崩壊対策事業、 <u>水道事業</u> 、下水道事業、港湾事業等により整備されるオープンスペースの活用を推進するものとする。
(略)	(略)
第2編 各災害に共通する対策編	第2編 各災害に共通する対策編
第1章 災害予防	第1章 災害予防
第1節 災害対策の推進	第1節 災害対策の推進
第13 防災拠点の確保・整備	第13 防災拠点の確保・整備
(略)	(略)
○災害発生時に避難場所あるいは災害応急対策活動の拠点として物資輸送の基地やヘリポート等として活用できる河川防災ステーション、緊急用船着場、海岸・港湾の防災拠点、道の駅、交通広場等の整備を推進するものとする。さらに、道の駅等交通施設において、自家発電設備、備蓄倉庫等の設置など、必要に応じて災害応急対策活動を支援するための機能を確保するものとする。	○災害発生時に避難場所あるいは災害応急対策活動の拠点として物資輸送の基地やヘリポート等として活用できる河川防災ステーション、緊急用船着場、海岸・港湾の防災拠点、道の駅、交通広場等の整備を推進するものとする。さらに、道の駅等交通施設において、自家発電設備、備蓄倉庫等の設置など、必要に応じて災害応急対策活動を支援するための機能を確保するものとする。 <u>また、半島部のような地形的制約がある地域や直轄国道がない地域へ迅速な支援が実施できるように、災害時における「道の駅」の有効活用に必要な仕組みについて検討する。</u>
(略)	(略)

## 第2編 各災害に共通する対策編

修正前	修正後
<p>○防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>○防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、<u>高付加価値コンテナの配備・活用等</u>、その機能強化に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>
<p>第2編 各災害に共通する対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 災害対策の推進</p> <p>第14 ライフライン対策の推進</p>	<p>第2編 各災害に共通する対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 災害対策の推進</p> <p>第14 ライフライン対策の推進</p>
<p>○災害発生時におけるライフラインの確保の重要性から、ライフラインの共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の計画的かつ重点的な整備を推進するとともに下水道施設についても相互に機能を補完、代替し、全体としてライフライン機能を確保できるよう下水道施設のネットワーク化、重要幹線の二条管化等を推進するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>○災害発生時におけるライフラインの確保の重要性から、ライフラインの共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の計画的かつ重点的な整備を推進するとともに、<u>水道施設及び下水道施設</u>についても相互に機能を補完、代替し、全体としてライフライン機能を確保できるよう<u>水道施設及び下水道施設</u>のネットワーク化、重要幹線の二条管化等を<u>上下水道一体となって</u>推進するものとする。</p> <p>(略)</p>
<p>第2編 各災害に共通する対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第2節 危機管理体制の整備</p> <p>第2 通信手段等の整備</p>	<p>第2編 各災害に共通する対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第2節 危機管理体制の整備</p> <p>第2 通信手段等の整備</p>

## 第2編 各災害に共通する対策編

修正前	修正後
<p>○災害情報の収集・連絡、提供に資する観測・監視機器、通信施設、情報提供装置等の整備を推進するため、次の施策を実施するとともに、運用に関する規定等の整備や定期的な点検の実施等により、災害時において円滑かつ有効に活用できる体制を確立しておくものとする。</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害に関する各種の情報を迅速に収集・把握し的確な対応を行うため、マイクロ回線設備と光ファイバ網設備を相互にバックアップする統合化を図り専用通信設備の信頼性を向上させ、移動通信システム、衛星通信システム及びヘリコプター搭載型衛星通信システム、統合災害情報システム（DiMAPS）の整備等、総合防災情報ネットワークの整備を図るものとする。</li> </ul> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川、海岸、砂防、道路、港湾、下水道の公共施設管理の高度化、効率化のため、公共施設管理用の光ファイバ網等情報通信基盤の整備を推進するものとする。なお、この光ファイバ等を災害発生時の緊急連絡用として地方公共団体との通信確保に利用できるように必要な措置を行うものとする。また、G I Sについても開発・整備を推進し、公共施設の被害情報の把握及び提供が迅速かつ的確に行えるようにするものとする。</li> </ul> <p>(略)</p>	<p>○災害情報の収集・連絡、提供に資する観測・監視機器、通信施設、情報提供装置等の整備を推進するため、次の施策を実施するとともに、運用に関する規定等の整備や定期的な点検の実施等により、災害時において円滑かつ有効に活用できる体制を確立しておくものとする。</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害に関する各種の情報を迅速に収集・把握し的確な対応を行うため、マイクロ回線設備と光ファイバ網設備を相互にバックアップする統合化・強化を図り専用通信設備の信頼性を向上させ、移動通信システム、衛星通信システム及びヘリコプター搭載型衛星通信システム、統合災害情報システム（DiMAPS）の整備等、総合防災情報ネットワークの整備を図るものとする。</li> </ul> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川、海岸、砂防、道路、港湾、上下水道の公共施設管理の高度化、効率化のため、公共施設管理用の光ファイバ網等情報通信基盤の整備を推進するものとする。なお、この光ファイバ等を災害発生時の緊急連絡用として地方公共団体との通信確保に利用できるように必要な措置を行うものとする。また、G I Sについても開発・整備を推進し、公共施設の被害情報の把握及び提供が迅速かつ的確に行えるようにするものとする。</li> </ul> <p>(略)</p>

## 第2編 各災害に共通する対策編

修正前	修正後
<p>第2編 各災害に共通する対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第2節 危機管理体制の整備</p> <p>第4 応急復旧体制等の整備</p> <p>(略)</p> <p>○発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、関係機関及び道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するとともに、より実効性の高い計画へと深化を図るなど事前の備えを推進するものとする。また、道路啓開等に必要な人員、資機材等の確保について民間団体等との協定の締結に努めるものとする。</p> <p>○災害による停電発生時、道路啓開を通じて電力の早期復旧を支援するため、経済産業省と連絡調整を行う。</p> <p>(新規)</p> <p>(略)</p>	<p>第2編 各災害に共通する対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第2節 危機管理体制の整備</p> <p>第4 応急復旧体制等の整備</p> <p>(略)</p> <p>○発災後の道路の障害物除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む。）による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、<u>協議会等の設置等によって他の道路管理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開等の計画を作成するとともに、より実効性の高い計画へと深化を図るなど事前の備えを推進するものとする。</u>計画の作成にあたっては、対象とする災害、地域、路線等を適切に定めるものとする。また、道路啓開等に必要な人員、資機材等の確保について民間団体等との協定の締結に努めるものとする。</p> <p>○<u>道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。</u></p> <p>○<u>ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開について、地方公共団体のみでは迅速な対応が困難な場合には、適切な役割分担等の下、道路啓開を実施するものとする。</u>また、陸路だけでなく、海路・空路の活用に向けて関係機関と調整を図るものとする。</p> <p>(略)</p>

## 第2編 各災害に共通する対策編

修正前	修正後
<p>○災害応急対策への協力が期待される建設業団体等との災害協定の締結を推進するとともに、建設業団体等の担い手の確保・育成を図るため、<u>工期の適正化や施工時期の平準化の推進、建設キャリアアップシステムの普及・活用等の建設産業の働き方改革に取り組むものとする。</u></p>	<p>○災害応急対策への協力が期待される建設業団体等との災害協定の締結を推進するとともに、建設産業の担い手の確保・育成を図るため、<u>技能労働者の適正な労務費の確保と行き渡り、建設キャリアアップシステムの普及・活用による待遇改善、工期の適正化や施工時期の平準化による働き方改革等に取り組むものとする。</u></p>
(略)	(略)
<u>(新設)</u>	<p>○水道事業者が民間事業者等との協定締結などにより発災後における水道施設の維持又は修繕を行うとともに、災害の発生時においても水道の機能を維持するため、仮設配管その他の必要な資機材の整備等を行うことができるよう支援する。</p>
(略)	(略)
第2編 各災害に共通する対策等 第2章 災害応急対策 第1節 災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保 第1 災害情報の収集・連絡	第2編 各災害に共通する対策等 第2章 災害応急対策 第1節 災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保 第1 灾害情報の収集・連絡
(略)	(略)

## 第2編 各災害に共通する対策編

修正前	修正後
<p>○特定本部等または本省内各局並びに地方支分部局は、地方公共団体による被害状況の収集・報告等ができなくなる場合を想定して、必要に応じ、被災地の災害に関する情報の収集・連絡等を行うリエゾン・ヘリコプター・無人航空機・衛星通信車等の派遣や人工衛星の活用等、あらゆる手段を尽くして被害情報を把握するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>○特定本部等または本省内各局並びに地方支分部局は、地方公共団体による被害状況の収集・報告等ができなくなる場合を想定して、必要に応じ、被災地の災害に関する情報の収集・連絡等を行うリエゾン・ヘリコプター・無人航空機・衛星通信車等の派遣、<u>官民の提供する衛星リモートセンシングデータ</u>の活用等、あらゆる手段を尽くして被害情報を把握するものとする。</p> <p>(略)</p>
<p>○地方整備局等は、災害対策用ヘリコプター、無人航空機、衛星通信システム、監視カメラ等を活用して、被災地の一般的な被害状況及び救助・救援活動に必要な避難路、緊急輸送道路等をはじめとした所管施設の被害状況を迅速に把握するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>○地方整備局等は、災害対策用ヘリコプター、無人航空機、<u>衛星リモートセンシングデータ</u>、衛星通信システム、監視カメラ等を活用して、被災地の一般的な被害状況及び救助・救援活動に必要な避難路、緊急輸送道路等をはじめとした所管施設の被害状況を迅速に把握するものとする。</p> <p>(略)</p>
<p>第2編 各災害に共通する対策編 第2章 災害応急対策 第4節 災害発生直後の施設の緊急点検</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>第2編 各災害に共通する対策編 第2章 災害応急対策 第4節 災害発生直後の施設の緊急点検</p> <p>(略)</p> <p>○水道については、大規模な災害が発生した場合、あらかじめ作成した計画に従い、直ちに施設の被害状況の調査を行うものとする。</p>

## 第2編 各災害に共通する対策編

修正前	修正後
(略)	(略)
第2編 各災害に共通する対策編 第2章 災害応急対策 第6節 災害発生時における応急工事等の実施  ○ T E C – F O R C E (緊急災害対策派遣隊) は、大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に関する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施する。	第2編 各災害に共通する対策編 第2章 災害応急対策 第6節 災害発生時における応急工事等の実施  ○ T E C – F O R C E (緊急災害対策派遣隊) は、大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧、 <u>給水支援</u> その他災害応急対策に関する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施する。
(略)	(略)
第2編 各災害に共通する対策編 第2章 災害応急対策 第7節 災害発生時における交通の確保等 第1 道路交通の確保  ○併せて、通行止めや通行状況が道路利用者に確実に伝わるよう I C T 技術を活用し、ビーコン、E T C 2 . 0、情報板、インターネット等により迅速に情報提供する。	第2編 各災害に共通する対策編 第2章 災害応急対策 第7節 災害発生時における交通の確保等 第1 道路交通の確保  ○併せて、 <u>経路情報等の収集を行う I T S スポットや可搬型路側機等の増強を進め、道路における通行止めや通行状況を適切に把握するとともに道路利用者にその情報が確実に伝わるよう I C T 技術を活用し、ビーコン、E T C 2 . 0、情報板、インターネット等により迅速に情報提供する</u>

## 第2編 各災害に共通する対策編

修正前	修正後
(略)	(略)
第2編 各災害に共通する対策編 第2章 災害応急対策 第11節 ライフライン施設の応急復旧	第2編 各災害に共通する対策編 第2章 災害応急対策 第11節 ライフライン施設の応急復旧
(略)	(略)
○ (新設)	<u>○水道については、大規模な災害が発生した際に円滑に対応できるよう、あらかじめ作成された計画に基づき、施設の被害状況の把握及び緊急時の対応を行うものとする。また、施設の応急復旧に関しては、広域的な応援を前提とするものとし、損傷その他の異状があることを把握したときは、仮設配管の設置その他水道の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。なお、水道の供給が不可能となった場合は、日本水道協会等と連携し、給水車の派遣を支援するものとする。</u>
(略)	(略)
第2編 各災害に共通する対策編 第2章 災害応急対策 第12節 地方公共団体等への支援	第2編 各災害に共通する対策編 第2章 災害応急対策 第12節 地方公共団体等への支援
(略)	(略)

## 第2編 各災害に共通する対策編

修正前	修正後
○大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況及び被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、二次災害防止施策、施設・設備の応急復旧活動、交通の確保等に対する支援を行うものとする。	○大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）等を派遣し、 <u>災害対策用ヘリコプター、無人航空機等を活用し、</u> 被災地方公共団体等が行う、被災状況及び被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧、 <u>給水支援</u> その他災害応急対策など、二次災害防止施策、施設・設備の応急復旧活動、交通の確保等に対する支援を行うものとする。
○緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）が、救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場において活動を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊との間で、情報共有及び活動調整、相互協力をを行うものとする。	○緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）が、 <u>被災状況調査を実施する場合には災害対策用ヘリコプター、無人航空機等を活用するものとし、</u> 救命・救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場での活動や、避難所等における <u>給水支援等</u> を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊 <u>や関係団体等</u> との間で、情報共有及び活動調整、相互協力をを行うものとする。
○緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）は、警察・消防・自衛隊の部隊の円滑かつ迅速な進出、活動を支援するため、排水ポンプ車、照明車、衛星通信車等の派遣、土砂災害その他の所管領域に関する部隊活動の安全確保のための助言、被災地へのアクセス確保等を行うものとする。	○緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）は、警察・消防・自衛隊の部隊の円滑かつ迅速な進出、活動を支援するため、排水ポンプ車、照明車、衛星通信車、 <u>現地へ派遣された職員が泊まることができる待機支援車等</u> の派遣、土砂災害その他の所管領域に関する部隊活動の安全確保のための助言、被災地へのアクセス確保等を行うものとする。
(略)	(略)
第2編 各災害に共通する対策編	第2編 各災害に共通する対策編
第2章 災害応急対策	第2章 災害応急対策
第12節 地方公共団体等への支援	第12節 地方公共団体等への支援
第5 消防活動への支援	第5 消防活動への支援

## 第2編 各災害に共通する対策編

修正前	修正後
○必要に応じ、都市公園内の水泳プール、池及び井戸水、下水道の高度処理水や雨水貯留施設の貯留水、河川水及び海水の利用について助言を行うものとする。	○必要に応じ、 <u>使用可能な消火栓</u> 、 <u>都市公園内の水泳プール、池及び井戸水、下水道の高度処理水や雨水貯留施設の貯留水、河川水及び海水の利用について助言を行うものとする。</u>
(略)	(略)
第2編 各災害に共通する対策編 第3章 災害復旧・復興 第2節 災害復旧の実施 第2 査定の早期実施	第2編 各災害に共通する対策編 第3章 災害復旧・復興 第2節 災害復旧の実施 第2 査定の早期実施
(略)	(略)
○災害発生後、河川、海岸、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、下水道、公園、空港、都市施設、住宅、宅地等の早期復旧のため、できる限り速やかに被害を把握し、民生の安定、交通の確保、施設の増破の防止等のため必要な応急工事を実施する等、早期復旧に努めるものとする。	○災害発生後、河川、海岸、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、 <u>上下水道</u> 、公園、空港、都市施設、住宅、宅地等の早期復旧のため、できる限り速やかに被害を把握し、民生の安定、交通の確保、施設の増破の防止等のため必要な応急工事を実施する等、早期復旧に努めるものとする。
(略)	(略)

### 第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
第3編 地震災害対策編 第1章 災害予防 第1節 震災対策の推進 第2 所管施設等の地震に対する安全性の確保等  (略)  <u>(新規)</u>	第3編 地震災害対策編 第1章 災害予防 第1節 震災対策の推進 第2 所管施設等の地震に対する安全性の確保等  (略)  ○官民の所有する地盤情報の収集・公表を進めるとともに、それらの情報を活用し、より実態に即した液状化リスク情報の提供に努めるものとする。
(略)	(略)
第3編 地震災害対策編 第1章 災害予防 第1節 震災対策の推進 第4 都市の防災構造化の推進  (略)  ○避難場所等となる都市公園の整備の年次計画等を明らかにした地方公共団体による防災公園整備プログラムの策定を推進するものとする。	第3編 地震災害対策編 第1章 災害予防 第1節 震災対策の推進 第4 都市の防災構造化の推進  (略)  <u>(削除)</u>  (略)

### 第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
<p>○「緑の基本計画」に基づいた系統的かつ計画的な都市公園の整備、特別緑地保全地区の指定や積極的な緑地協定の締結、<u>吸収源対策公園緑地事業</u>による低・未利用地を活用した多様な緑地の整備等を推進することにより、延焼遮断、市街化の進展防止等、市街地の総合的な防災性向上に資する緑地の体系的な保全・整備を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○防災公園等の整備に併せた耐震性貯水槽の整備、水と緑のネットワークの整備、下水処理水の活用等により、災害時の消火用水の確保等を促進するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>○「緑の基本計画」に基づいた系統的かつ計画的な都市公園の整備、特別緑地保全地区の指定や積極的な緑地協定の締結、<u>グリーンインフラ活用型都市構築支援事業等</u>による低・未利用地を活用した多様な緑地の整備等を推進することにより、延焼遮断、市街化の進展防止等、市街地の総合的な防災性向上に資する緑地の体系的な保全・整備を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○<u>水道管の耐震化</u>、防災公園等の整備に併せた耐震性貯水槽の整備、水と緑のネットワークの整備、下水処理水の活用等により、災害時の消火用水の確保等を促進するものとする。</p> <p>(略)</p>
<p>第3編 地震災害対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 震災対策の推進</p> <p>第5 道路施設等の整備及び災害に対する安全性の確保等</p> <p>○<u>広域的な社会経済活動への影響を最小化するため</u>、高規格道路のミッシングリンク解消及び4車線化、高規格道路と直轄国道のダブルネットワーク化等による道路ネットワークの機能強化対策を進め、大震災の発生に対して代替路となる経路<u>を確保する</u>ものとする。</p>	<p>第3編 地震災害対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 震災対策の推進</p> <p>第5 道路施設等の整備及び災害に対する安全性の確保等</p> <p>○<u>激甚化、頻発化する災害から速やかに復旧・復興するためには</u>、<u>道路ネットワークの機能強化が必要であることから</u>、高規格道路のミッシングリンク解消及び4車線化、高規格道路と直轄国道のダブルネットワーク化等による道路ネットワークの機能強化対策を進め、<u>大発災後おおむね1日以内に緊急車両の通行を確保し、おおむね1週間以内に一般車両の通行を確保できるよう</u>、<u>大震災の発生に対して代替路となる経路の確保を目指す</u>ものとする。</p>

### 第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
第3編 地震災害対策編 第1章 災害予防 第1節 震災対策の推進 第9 盛土等に伴う防災措置  (略)  ○盛土等の安全対策を推進するにあたっては、各関係制度を所管する関係府省庁、 <u>都道府県等</u> で緊密に連携を図るものとする。	第3編 地震災害対策編 第1章 災害予防 第1節 震災対策の推進 第9 盛土等に伴う防災措置  (略)  ○盛土等の安全対策を推進するにあたっては、各関係制度を所管する関係府省庁、 <u>地方公共団体</u> で緊密に連携を図るものとする。
第3編 地震災害対策編 第1章 災害予防 第1節 震災対策の推進 第14 避難場所・避難路等の確保・整備  ○河川、海岸堤防の管理用通路、河川舟運の活用や、緊急用河川敷道路の整備、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、海岸事業、下水道事業、港湾事業等により整備されるオープンスペースの活用を推進するものとする。	第3編 地震災害対策編 第1章 災害予防 第1節 震災対策の推進 第14 避難場所・避難路等の確保・整備  ○河川、海岸堤防の管理用通路、河川舟運の活用や、緊急用河川敷道路の整備、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、海岸事業、 <u>水道事業</u> 、下水道事業、港湾事業等により整備されるオープンスペースの活用を推進するものとする。
(略)	(略)

### 第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
<p>第3編 地震災害対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 震災対策の推進</p> <p>第16 ライフライン対策の推進</p> <p>○災害発生時におけるライフラインの確保の重要性から、ライフラインの共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の計画的かつ重点的な整備を推進するとともに下水道施設についても相互に機能を補完、代替し、全体としてライフライン機能を確保できるよう下水道施設のネットワーク化、重要幹線の二条管化等を推進するものとする。また、速やかにかつ高いレベルで下水道機能を維持・回復するための各下水道管理者における下水道BCPの策定を推進する。</p> <p>(略)</p>	<p>第3編 地震災害対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 震災対策の推進</p> <p>第16 ライフライン対策の推進</p> <p>○災害発生時におけるライフラインの確保の重要性から、ライフラインの共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の計画的かつ重点的な整備を推進するとともに、<u>水道施設及び下水道施設</u>についても相互に機能を補完、代替し、全体としてライフライン機能を確保できるよう<u>水道施設及び下水道施設</u>のネットワーク化、重要幹線の二条管化等を<u>上下水道一体となって</u>推進するものとする。また、速やかにかつ高いレベルで<u>水道及び下水道</u>機能を維持・回復するための<u>水道事業管理者及び下水道管理者</u>におけるBCPの策定を推進する。</p> <p>(略)</p>
<p>第3編 地震災害対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第2節 危機管理体制の整備</p> <p>第2 通信手段等の整備</p> <p>○災害情報の収集・連絡、提供に資する観測・監視機器、通信施設、情報提供装置等の整備を推進するため、次の施策を実施するとともに、運用に関する規定等の整備や定期的な点検の実施等により、災害時において円滑かつ有効に活用できる体制を確立しておくものとする。</p>	<p>第3編 地震災害対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第2節 危機管理体制の整備</p> <p>第2 通信手段等の整備</p> <p>○災害情報の収集・連絡、提供に資する観測・監視機器、通信施設、情報提供装置等の整備を推進するため、次の施策を実施するとともに、運用に関する規定等の整備や定期的な点検の実施等により、災害時において円滑かつ有効に活用できる体制を確立しておくものとする。</p>

### 第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
(略)	(略)
<ul style="list-style-type: none"><li>・災害に関する各種の情報を迅速に収集・把握し的確な対応を行うため、マイクロ回線設備と光ファイバ網設備を相互にバックアップする統合化を図り専用通信設備の信頼性を向上させ、移動通信システム、衛星通信システム及びヘリコプター搭載型衛星通信システム、統合災害情報システム（DiMAPS）の整備等、総合防災情報ネットワークの整備を図るものとする。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・災害に関する各種の情報を迅速に収集・把握し的確な対応を行うため、マイクロ回線設備と光ファイバ網設備を相互にバックアップする統合化・強化を図り専用通信設備の信頼性を向上させ、移動通信システム、衛星通信システム及びヘリコプター搭載型衛星通信システム、統合災害情報システム（DiMAPS）の整備等、総合防災情報ネットワークの整備を図るものとする。</li></ul>
(略)	(略)
<ul style="list-style-type: none"><li>・河川、海岸、砂防、道路、港湾、下水道の公共施設管理の高度化、効率化のため、公共施設管理用の光ファイバ網等情報通信基盤の整備を推進するものとする。なお、この光ファイバ等を災害発生時の緊急連絡用として地方公共団体との通信確保に利用できるように必要な措置を行うものとする。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・河川、海岸、砂防、道路、港湾、上下水道の公共施設管理の高度化、効率化のため、公共施設管理用の光ファイバ網等情報通信基盤の整備を推進するものとする。なお、この光ファイバ等を災害発生時の緊急連絡用として地方公共団体との通信確保に利用できるように必要な措置を行うものとする。</li></ul>
(略)	(略)
第3編 地震災害対策編 第1章 災害予防 第5節 防災訓練	第3編 地震災害対策編 第1章 災害予防 第5節 防災訓練
(略)	(略)

### 第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
<p>○訓練を行うに当たっては、災害及び被害の想定を明確にし、以下の事項及びその他訓練実施主体毎の特性に応じた事項に留意し実践的な訓練を実施するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>・情報の収集・連絡</p> <p>災害発生時の状況を想定し、地震情報（震度、震源、マグニチュード、余震の状況等）や所管施設及び交通施設の被害状況に関する情報等を迅速かつ的確に伝達する訓練を実施するものとする。</p> <p>また、災害発生時の通信の確保を図るため、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け関係機関との連携による通信訓練に参加するともに通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を入れた実践的通信訓練を定期的に実施するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>○訓練を行うに当たっては、災害及び被害の想定を明確にし、以下の事項及びその他訓練実施主体毎の特性に応じた事項に留意し実践的な訓練を実施するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>・情報の収集・連絡</p> <p>災害発生時の状況を想定し、地震情報（震度、震源、マグニチュード、余震の状況等）や所管施設及び交通施設の被害状況に関する情報等を迅速かつ的確に伝達する訓練を実施するものとする。</p> <p><u>通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努め、災害発生時の通信の確保を図るため、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け関係機関との連携による通信訓練に参加するともに通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を入れた実践的通信訓練を定期的に実施するものとする。</u></p> <p>(略)</p>
<p>第3編 地震災害対策編</p> <p>第2章 災害応急対策</p> <p>第2節 災害対策用ヘリコプター等による情報収集</p>	<p>第3編 地震災害対策編</p> <p>第2章 災害応急対策</p> <p>第2節 災害対策用ヘリコプター等による情報収集</p>

### 第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
<p>○地方整備局等は、災害対策用ヘリコプター、衛星通信システム、監視カメラ等を活用して、被災地の一般的な被害状況及び救助・救援活動に必要な避難路、緊急輸送道路等をはじめとした所管施設の被害状況を迅速に把握するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>○地方整備局等は、災害対策用ヘリコプター、<u>無人航空機</u>、衛星通信システム、監視カメラ等を活用して、被災地の一般的な被害状況及び救助・救援活動に必要な避難路、緊急輸送道路等をはじめとした所管施設の被害状況を迅速に把握するものとする。</p> <p>(略)</p>
<p>第3編 地震災害対策編 第2章 災害応急対策 第5節 災害発生直後の施設の緊急点検</p> <p>(略)</p>	<p>第3編 地震災害対策編 第2章 災害応急対策 第5節 災害発生直後の施設の緊急点検</p> <p>(略)</p>
<p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p>	<p>○水道については、<u>地震発生後に施設管理者である地方公共団体等と連携して施設被害情報の収集に努める。施設管理者においては、地震発生後、あらかじめ作成した計画に従い直ちに取水施設、導水施設、浄水施設、送水施設、配水施設等の緊急点検を実施するものとする。</u></p> <p>(略)</p>
<p>第3編 地震災害対策編 第2章 災害応急対策 第6節 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保</p>	<p>第3編 地震災害対策編 第2章 災害応急対策 第6節 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保</p>

### 第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
○応急復旧を円滑に行うため、主要な災害復旧用資機材を迅速に調達し得るよう措置するものとする。  (略)	○応急復旧を円滑に行うため、主要な災害復旧用 <u>等の</u> 資機材を迅速に調達し得るよう措置するものとする。  (略)
第3編 地震災害対策編 第2章 災害応急対策 第11節 二次災害の防止対策  (略)	第3編 地震災害対策編 第2章 災害応急対策 第11節 二次災害の防止対策  (略)
<u>(新設)</u>	○水道については、降雨による浸水等の二次災害を防止するため、主要な浄水施設及び配水施設等の被災状況を調査し、土砂による閉塞等が生じた箇所については、直ちに土砂の排除を行うこと等に対して必要な支援を講ずる。
(略)	(略)
第3編 地震災害対策編 第2章 災害応急対策 第12節 ライフライン施設の応急復旧  (略)	第3編 地震災害対策編 第2章 災害応急対策 第12節 ライフライン施設の応急復旧  (略)

### 第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
(新設)	○地震によって水道施設の被害が確認された場合、施設管理者である地方公共団体等において、仮配管や仮設備の設置等による応急復旧を行い、水道水の確保等に努める。被害調査や応急復旧に当たっては、日本水道協会や地方公共団体間の申し合わせ等と調整を図りながら、必要に応じて他の地方公共団体等による応援を行うものとし、その調整や助言を行うものとする。
(略)	(略)
第3編 災害対策編 第2章 災害応急対策 第13節 地方公共団体等への支援	第3編 災害対策編 第2章 災害応急対策 第13節 地方公共団体等への支援
○緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）が、救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場において活動を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊との間で、情報共有及び活動調整、相互協力をを行うものとする。	○緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）が、被災状況調査を実施する場合には災害対策用ヘリコプター、無人航空機等を活用するものとし、救命・救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場での活動や避難所等における給水支援等を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊や関係団体等との間で、情報共有及び活動調整、相互協力をを行うものとする。
(略)	(略)

### 第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
第3編 地震災害対策編 第13節 地方公共団体等への支援 第2章 災害応急対策 第1 情報収集、人員の派遣、応急復旧、資機材の提供等  ○地方整備局等は、必要に応じて災害対策用ヘリコプター、港湾業務艇、衛星通信システム等の活用により迅速な状況把握を行うとともに、被災地方公共団体等と衛星通信や光ファイバ等による通信手段等を確保し、災害情報の提供等、緊密な情報連絡を行うものとする。  (略)	第3編 地震災害対策編 第2章 災害応急対策 第13節 地方公共団体等への支援 第1 情報収集、人員の派遣、応急復旧、資機材の提供等  ○地方整備局等は、必要に応じて災害対策用ヘリコプター、 <u>無人航空機</u> 、港湾業務艇、衛星通信システム等の活用により迅速な状況把握を行うとともに、被災地方公共団体等と衛星通信や光ファイバ等による通信手段等を確保し、災害情報の提供等、緊密な情報連絡を行うものとする。  (略)
第3編 地震災害対策編 第2章 災害応急対策 第13節 地方公共団体等への支援 第5 消防活動への支援  ○必要に応じ、都市公園内の水泳プール、池及び井戸水、下水道の高度処理水や雨水貯留施設の貯留水、河川水及び海水の利用について助言を行うものとする。  (略)	第3編 地震災害対策編 第2章 災害応急対策 第13節 地方公共団体等への支援 第5 消防活動への支援  ○必要に応じ、 <u>使用可能な消火栓</u> 、 <u>都市公園内の水泳プール</u> 、池及び井戸水、下水道の高度処理水や雨水貯留施設の貯留水、河川水及び海水の利用について助言を行うものとする。  (略)

### 第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
第3編 地震災害対策編 第3章 災害復旧・復興 第2節 災害復旧の実施 第2 査定の早期実施  (略)	第3編 地震災害対策編 第3章 災害復旧・復興 第2節 災害復旧の実施 第2 査定の早期実施  (略)
○災害発生後、河川、海岸、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、鉄道、港湾、下水道、公園、空港、都市施設、住宅等の早期復旧のため、できる限り速やかに被害を把握し、民生の安定、交通の確保、施設の増破の防止等のため必要な応急工事を実施する等、早期復旧に努めるものとする。	○災害発生後、河川、海岸、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、鉄道、港湾、 <u>上下水道</u> 、公園、空港、都市施設、住宅等の早期復旧のため、できる限り速やかに被害を把握し、民生の安定、交通の確保、施設の増破の防止等のため必要な応急工事を実施する等、早期復旧に努めるものとする。
(略)	(略)
第3編 地震災害対策編 第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画 第3節 所管施設・事業者における利用者の安全確保 第1 列車や航空機等の安全確保  (略)	第3編 地震災害対策編 第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画 第3節 所管施設・事業者における利用者の安全確保 第1 列車や航空機等の安全確保  (略)

### 第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
<p>＜平時から準備しておくべき事項＞</p> <ul style="list-style-type: none"><li>新幹線の耐震対策は概ね完了している。在来線については、特に強い揺れが想定される地域のターミナル駅等の重要な鉄道施設の耐震補強を定めた「特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する省令」に基づき、目標年度での実施について鉄道事業者を指導する。</li></ul>	<p>＜平時から準備しておくべき事項＞</p> <ul style="list-style-type: none"><li>構造物の耐力が急激に失われ、構造物全体の崩壊を引き起こす脆性的な破壊を防止する耐震対策について、新幹線鉄道は概ね完了している。在来線については、特に強い揺れが想定される地域の主要駅及び主要路線の耐震補強を定めた「特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する省令」(以下、「耐震省令」という。)に基づき、速やかに対策を実施するよう鉄道事業者を指導する。一方、令和4年3月に発生した福島県沖を震源とする地震により比較的大きな軌道沈下が生じた高架橋と同様の高架橋の柱について、令和5年3月に耐震省令を改正し、新幹線鉄道については令和7年度、新幹線鉄道以外については令和9年度までに前倒して優先的に耐震補強を行うよう鉄道事業者を指導する。</li></ul>
(略)	(略)
第3編 地震災害対策編 第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画 第3節 所管施設・事業者における利用者の安全確保 第2 主要駅周辺や地下街等での避難誘導支援や帰宅困難者対策	第3編 地震災害対策編 第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画 第3節 所管施設・事業者における利用者の安全確保 第2 主要駅周辺や地下街等での避難誘導支援や帰宅困難者対策
(略)	(略)

### 第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
<p>○2020東京オリンピック・パラリンピック開催の機会を捉えた外国からの来訪者等の増加を踏まえ、地方公共団体や民間事業者等と協力して、災害時情報提供アプリ「Safety tips」や防災情報を一元化した「防災ポータル/Disaster Prevention Portal」などにより、訪日外国人旅行者を含む旅行者に対し避難に資するよう、タイムリーな情報提供を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>○地方公共団体や民間事業者等と協力して、災害時情報提供アプリ「Safety tips」や防災情報を一元化した「防災ポータル/Disaster Prevention Portal」などにより、訪日外国人旅行者を含む旅行者に対し避難に資するよう、タイムリーな情報提供を行う。</p> <p>(略)</p>
<p>第3編 地震災害対策編</p> <p>第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第8節 被災者・避難者の生活支援</p> <p>第3 生活用水と衛生環境の確保</p> <p>(略)</p> <p>・多くの避難者が想定される地域等については、下水処理場や管路が強い揺れや巨大な津波により致命的な被害を受けないよう、施設の耐震化・耐津波化を促進するとともに、BCPの策定を速やかに実施する。</p> <p>・生活用水が不足する事態に備え、可搬式浄化設備の設置等について検討するなど対策を進める。</p> <p>(略)</p>	<p>第3編 地震災害対策編</p> <p>第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第8節 被災者・避難者の生活支援</p> <p>第3 生活用水と衛生環境の確保</p> <p>(略)</p> <p>・多くの避難者が想定される地域等については、浄水場及び下水処理場や管路が強い揺れや巨大な津波により致命的な被害を受けないよう、施設の耐震化・耐津波化を促進するとともに、BCPの策定を速やかに実施する。</p> <p>・生活用水が不足する事態に備え、可搬式浄水施設・設備の設置等について検討するなど対策を進める。</p> <p>(略)</p>

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
第3編 地震災害対策編 第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画 第9節 施設等の復旧、被災地域の復興 第4 担い手の確保・育成	第3編 地震災害対策編 第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画 第9節 施設等の復旧、被災地域の復興 第4 担い手の確保・育成
○災害時に「地域の守り手」としての役割を果たすために、平時から建設業や、地質調査業、測量業及び建設コンサルタントの担い手を確保しておくことが重要であり、将来の担い手確保・育成を図るため、長時間労働の是正及び週休2日の実現などの働き方改革、技能労働者の待遇改善、生産性向上に向けた取組や地域建設業の受注機会の確保等を進めていく。	○災害時に「地域の守り手」としての役割を果たすために、平時から建設業や、地質調査業、測量業及び建設コンサルタントの担い手を確保しておくことが重要であり、将来の担い手確保・育成を図るため、長時間労働の是正及び週休2日の実現などの働き方改革、技能労働者の待遇改善、生産性向上に向けた取組や地域建設業の受注機会の確保等を進めていく。
<平時から準備しておくべき事項> <u>(新規)</u>	<平時から準備しておくべき事項> <u>・令和6年6月に成立した「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、待遇改善や働き方改革、生産性向上の取組を推進する。</u> <u>・令和6年3月に中央建設業審議会が改定した「工期に関する基準」について、公共工事・民間工事問わず、周知徹底を図る。</u>
(略)	(略)
・政府として策定した「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」を、全ての関係者が遵守すべき共通ルールとして、建設業に携わる全ての関係者に対して周知・徹底する。	(削除)

### 第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
<p>・国土交通省として策定した「建設業働き方改革加速化プログラム」について、 関係者が認識を共有し、密接な連携と対話の下で展開する。</p> <p>(略)</p>	<p>(削除)</p> <p>(略)</p>
<p>第3編 地震災害対策編</p> <p>第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第10節 強い揺れへの備え</p> <p>第2 公共施設の耐震化等</p> <p>(略)</p> <p>・発災後の国民の生活を1日でも早く日常に戻すため、下水道施設の耐震・液状化対策を推進する。</p> <p>(略)</p>	<p>第3編 地震災害対策編</p> <p>第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第10節 強い揺れへの備え</p> <p>第2 公共施設の耐震化等</p> <p>(略)</p> <p>・発災後の国民の生活を1日でも早く日常に戻すため、<u>水道施設及び</u>下水道施設の耐震・液状化対策を推進する。</p> <p>(略)</p>
<p>第3編 地震災害対策編</p> <p>第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第11節 巨大な津波への備え</p> <p>第1 避難路・避難場所の確保等</p> <p>(略)</p>	<p>第3編 地震災害対策編</p> <p>第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第11節 巨大な津波への備え</p> <p>第1 避難路・避難場所の確保等</p> <p>(略)</p>

### 第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
<ul style="list-style-type: none"><li>・被災者・避難者の生活支援に資するよう、多くの避難者が想定される地域等について、下水道施設の耐震化・耐津波化を促進する。</li></ul> <p>(略)</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・被災者・避難者の生活支援に資するよう、多くの避難者が想定される地域等について、<u>水道施設及び</u>下水道施設の耐震化・耐津波化を促進する。</li></ul> <p>(略)</p>
<p>第3編 地震災害対策編</p> <p>第6章 首都直下地震対策計画</p> <p>第3節 所管施設・事業者における利用者の安全確保</p> <p>第1 列車や航空機等の安全確保</p> <p>(略)</p>	<p>第3編 地震災害対策編</p> <p>第6章 首都直下地震対策計画</p> <p>第3節 所管施設・事業者における利用者の安全確保</p> <p>第1 列車や航空機等の安全確保</p> <p>(略)</p>
<p>〈平時から準備しておくべき事項〉</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・新幹線<u>の耐震対策は概ね完了し、在来線については令和4年度末までの主要駅及び主要路線の耐震対策の概ね完了に向け</u>鉄道事業者を指導する。</li></ul>	<p>〈平時から準備しておくべき事項〉</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・<u>構造物の耐力が急激に失われ、構造物全体の崩壊を引き起こす脆性的な破壊を防止する耐震対策について、新幹線鉄道は概ね完了している。</u>在来線については主要駅及び主要路線の耐震補強を定めた「特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する省令」(以下、「耐震省令」という。)に基づき、速やかに対策を実施するよう鉄道事業者を指導する。<u>一方、令和4年3月に発生した福島県沖を震源とする地震により比較的大きな軌道沈下が生じた高架橋と同様の高架橋の柱について、令和5年3月に耐震省令を改正し、新幹線鉄道については令和7年度、新幹線鉄道以外については令和9年度までに前倒して優先的に耐震補強を行うよう鉄道事業者を指導する。</u></li></ul>

### 第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
(略)	(略)
第3編 地震災害対策編 第6章 首都直下地震対策計画 第3節 所管施設・事業者における利用者の安全確保 第2 主要駅周辺や地下街等での避難誘導支援や帰宅困難者対策	第3編 地震災害対策編 第6章 首都直下地震対策計画 第3節 所管施設・事業者における利用者の安全確保 第2 主要駅周辺や地下街等での避難誘導支援や帰宅困難者対策
(略)	(略)
○2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催の機会を捉えた外国からの来訪者等の増加を踏まえ、地方公共団体や民間事業者等と協力して、災害時情報提供アプリ「Safety tips」や防災情報を一元化した「防災ポータル/Disaster Prevention Portal」などにより、訪日外国人旅行者を含む旅行者に対し避難に資するよう、タイムリーな情報提供を行う。	○地方公共団体や民間事業者等と協力して、災害時情報提供アプリ「Safety tips」や防災情報を一元化した「防災ポータル/Disaster Prevention Portal」などにより、訪日外国人旅行者を含む旅行者に対し避難に資するよう、タイムリーな情報提供を行う。
(略)	(略)
第3編 地震災害対策編 第6章 首都直下地震対策計画 第8節 被災者・避難者の生活支援 第3 生活用水と衛生環境の確保	第3編 地震災害対策編 第6章 首都直下地震対策計画 第8節 被災者・避難者の生活支援 第3 生活用水と衛生環境の確保
(略)	(略)

### 第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
<ul style="list-style-type: none"><li>多くの避難者が想定される地域等については、下水処理場や管路が致命的な被害を受けないよう、施設の耐震化・耐津波化を促進するとともに、BCPの策定を速やかに実施する。</li><li>生活用水が不足する事態に備え、可搬式浄化設備の設置等について検討するなど対策を進める。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>多くの避難者が想定される地域等については、<u>浄水場及び下水処理場や管路</u>が致命的な被害を受けないよう、施設の耐震化・耐津波化を促進するとともに、BCPの策定を速やかに実施する。</li><li>生活用水が不足する事態に備え、可搬式<u>浄水施設</u>・設備の設置等について検討するなど対策を進める。</li></ul>
(略)	(略)
第3編 地震災害対策編 第6章 首都直下地震対策計画 第9節 施設等の復旧、首都圏の復興 第4 担い手の確保・育成	第3編 地震災害対策編 第6章 首都直下地震対策計画 第9節 施設等の復旧、首都圏の復興 第4 担い手の確保・育成
○災害時に「地域の守り手」としての役割を果たすために、平時から建設業や、地質調査業、測量業及び建設コンサルタントの担い手を確保しておくことが重要であり、将来の担い手確保・育成を図るため、長時間労働の是正及び週休2日の実現などの働き方改革、技能労働者の待遇改善、生産性向上に向けた取組や地域建設業の受注機会の確保等を進めていく。 ＜平時から準備しておくべき事項＞ <u>(新規)</u>	○災害時に「地域の守り手」としての役割を果たすために、平時から建設業や、地質調査業、測量業及び建設コンサルタントの担い手を確保しておくことが重要であり、将来の担い手確保・育成を図るため、長時間労働の是正及び週休2日の実現などの働き方改革、技能労働者の待遇改善、生産性向上に向けた取組や地域建設業の受注機会の確保等を進めていく。 ＜平時から準備しておくべき事項＞ <ul style="list-style-type: none"><li><u>令和6年6月に成立した「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、待遇改善や働き方改革、生産性向上の取組を推進する。</u></li><li><u>令和6年3月に中央建設業審議会が改定した「工期に関する基準」について、公共工事・民間工事問わず、周知徹底を図る。</u></li></ul>

### 第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
(略)	(略)
<ul style="list-style-type: none"><li>・政府として策定した「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」を、全ての関係者が遵守すべき共通ルールとして、建設業に携わる全ての関係者に対して周知・徹底する。</li><li>・国土交通省として策定した「建設業働き方改革加速化プログラム」について、関係者が認識を共有し、密接な連携と対話の下で展開する。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>(削除)</li><li>(削除)</li></ul>
(略)	(略)
第3編 地震災害対策編 第6章 首都直下地震対策計画 第10節 強い揺れへの備え 第2 公共施設の耐震化等	第3編 地震災害対策編 第6章 首都直下地震対策計画 第10節 強い揺れへの備え 第2 公共施設の耐震化等
(略)	(略)
・発災後の国民の生活を1日でも早く日常に戻すため、下水道施設の耐震・液状化対策を推進する。	・発災後の国民の生活を1日でも早く日常に戻すため、 <u>水道施設及び</u> 下水道施設の耐震・液状化対策を推進する。
(略)	(略)

### 第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
第3編 地震災害対策編 第6章 首都直下地震対策計画 第11節 巨大な津波への備え 第1 避難路・避難場所の確保等  (略)  ・被災者・避難者の生活支援に資するよう、多くの避難者が想定される地域等について、下水道施設の耐震化・耐津波化を促進する。	第3編 地震災害対策編 第6章 首都直下地震対策計画 第11節 巨大な津波への備え 第1 避難路・避難場所の確保等  (略)  ・被災者・避難者の生活支援に資するよう、多くの避難者が想定される地域等について、 <u>水道施設及び</u> 下水道施設の耐震化・耐津波化を促進する。
(略)	(略)
第3編 地震災害対策編 第7章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画 第3節 所管施設・事業者における利用者の安全確保 第1 列車や航空機等の安全確保  (略)	第3編 地震災害対策編 第7章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画 第3節 所管施設・事業者における利用者の安全確保 第1 列車や航空機等の安全確保  (略)

### 第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
<p>＜平時から準備しておくべき事項＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新幹線の耐震対策は概ね完了している。在来線については、特に強い揺れが想定される地域のターミナル駅等の重要な鉄道施設の耐震補強を定めた「特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する省令」に基づき、<u>目標年度での実施について</u>鉄道事業者を指導する。</li> </ul>	<p>＜平時から準備しておくべき事項＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>構造物の耐力が急激に失われ、構造物全体の崩壊を引き起こす脆性的な破壊を防止する耐震対策について、新幹線鉄道は概ね完了している。在来線については、特に強い揺れが想定される地域のターミナル駅等の重要な鉄道施設の耐震補強を定めた「特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する省令」(以下、「耐震省令」という。)に基づき、速やかに対策を実施するよう鉄道事業者を指導する。一方、令和4年3月に発生した福島県沖を震源とする地震により比較的大きな軌道沈下が生じた高架橋と同様の高架橋の柱について、令和5年3月に耐震省令を改正し、新幹線鉄道については令和7年度、新幹線鉄道以外については令和9年度までに前倒して優先的に耐震補強を行うよう鉄道事業者を指導する。</li> </ul>
(略)	(略)
<p>第3編 地震災害対策編</p> <p>第7章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画</p> <p>第3節 所管施設・事業者における利用者の安全確保</p> <p>第2 主要駅周辺や地下街等での避難誘導支援や帰宅困難者対策</p>	<p>第3編 地震災害対策編</p> <p>第7章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画</p> <p>第3節 所管施設・事業者における利用者の安全確保</p> <p>第2 主要駅周辺や地下街等での避難誘導支援や帰宅困難者対策</p>
(略)	(略)

### 第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
<p>○<u>外国からの来訪者等に対し、地方公共団体や民間事業者等と協力して、災害時情報提供アプリ「Safety tips」や防災情報を一元化した「防災ポータル/Disaster Prevention Portal」などにより、訪日外国人旅行者を含む旅行者に対し避難に資するよう、タイムリーな情報提供を行う。</u></p> <p>＜平時から準備しておくべき事項＞</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・日本滞在中の外国人旅行者に対し、交通機関の状況等必要な情報の提供を日本政府観光局（J N T O）のグローバルサイトにおける発信や J N T O の <u>T I C</u> における多言語の 24 時間の電話による問い合わせ対応を実施する。</li></ul>	<p>○<u>地方公共団体や民間事業者等と協力して、災害時情報提供アプリ「Safety tips」や防災情報を一元化した「防災ポータル/Disaster Prevention Portal」などにより、訪日外国人旅行者を含む旅行者に対し避難に資するよう、タイムリーな情報提供を行う。</u></p> <p>＜平時から準備しておくべき事項＞</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・日本滞在中の外国人旅行者に対し、交通機関の状況等必要な情報の提供を日本政府観光局（J N T O）のグローバルサイトにおける発信や J N T O の <u>コールセンター</u> における多言語の 24 時間の電話による問い合わせ対応を実施する。</li></ul>
(略)	(略)
<p>第3編 地震災害対策編</p> <p>第7章 日本海・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画</p> <p>第6節 被害の拡大防止・軽減</p> <p>第6 災害対策用機械の大規模派遣</p>	<p>第3編 地震災害対策編</p> <p>第7章 日本海・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画</p> <p>第6節 被害の拡大防止・軽減</p> <p>第6 災害対策用機械の大規模派遣</p>
(略)	(略)
<p>○発災後、広範囲にわたる被害の拡大防止・軽減活動が展開され、全国規模での災害対策用機械（排水ポンプ車、照明車、対策本部車等）の出動が想定される。</p> <p>そのため、国土交通省は、あらかじめ T E C – F O R C E 活動計画を策定し、これに基づいた迅速かつ的確な災害対策用機械の派遣を行う。</p>	<p>○発災後、広範囲にわたる被害の拡大防止・軽減活動が展開され、全国規模での災害対策用機械（排水ポンプ車、照明車、対策本部車、<u>現地へ派遣された職員が泊まることができる待機支援車等</u>）の出動が想定される。</p> <p>そのため、国土交通省は、あらかじめ T E C – F O R C E 活動計画を策定し、これに基づいた迅速かつ的確な災害対策用機械の派遣を行う。</p>

### 第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
(略)	(略)
第3編 地震災害対策編 第7章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画 第8節 被災者・避難者の生活支援 第3 生活用水と衛生環境の確保	第3編 地震災害対策編 第7章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画 第8節 被災者・避難者の生活支援 第3 生活用水と衛生環境の確保
(略)	(略)
<平時から準備しておくべき事項> <ul style="list-style-type: none"><li>多くの避難者が想定される地域等については、下水処理場や管路が強い揺れや巨大な津波により致命的な被害を受けないよう、施設の耐震化・耐津波化を促進するとともに、BCPの策定を速やかに実施する。</li><li>生活用水が不足する事態に備え、可搬式浄化設備の設置等について検討するなど対策を進める。</li></ul>	<平時から準備しておくべき事項> <ul style="list-style-type: none"><li>多くの避難者が想定される地域等については、<u>浄水場及び</u>下水処理場や管路が強い揺れや巨大な津波により致命的な被害を受けないよう、施設の耐震化・耐津波化を促進するとともに、BCPの策定を速やかに実施する。</li><li>生活用水が不足する事態に備え、<u>可搬式浄水施設・</u>設備の設置等について検討するなど対策を進める。</li></ul>
(略)	(略)
第3編 地震災害対策編 第7章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画 第9節 施設等の復旧、被災地域の復興 第4 担い手の確保・育成	第3編 地震災害対策編 第7章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画 第9節 施設等の復旧、被災地域の復興 第4 担い手の確保・育成

### 第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
<p>○災害時に「地域の守り手」としての役割を果たすために、平時から建設業や、地質調査業、測量業及び建設コンサルタントの担い手を確保しておくことが重要であり、将来の担い手確保・育成を図るため、長時間労働の是正及び週休2日の実現などの働き方改革、技能労働者の待遇改善、生産性向上に向けた取組や地域建設業の受注機会の確保等を進めていく。</p> <p>＜平時から準備しておくべき事項＞</p> <ul style="list-style-type: none"><li>令和元年6月に成立した<u>新・担い手3法</u>に基づき、働き方改革や生産性向上等の取組を推進する。</li><li>令和2年7月に中央建設業審議会が<u>作成・勧告</u>した「工期に関する基準」について、公共工事・民間工事問わず、周知徹底を図る。</li></ul> <p>(略)</p>	<p>○災害時に「地域の守り手」としての役割を果たすために、平時から建設業や、地質調査業、測量業及び建設コンサルタントの担い手を確保しておくことが重要であり、将来の担い手確保・育成を図るため、長時間労働の是正及び週休2日の実現などの働き方改革、技能労働者の待遇改善、生産性向上に向けた取組や地域建設業の受注機会の確保等を進めていく。</p> <p>＜平時から準備しておくべき事項＞</p> <ul style="list-style-type: none"><li>令和6年6月に成立した<u>「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」</u>に基づき、<u>待遇改善や働き方改革、生産性向上の取組</u>を推進する。</li><li>令和6年3月に中央建設業審議会が<u>改定</u>した「工期に関する基準」について、公共工事・民間工事問わず、周知徹底を図る。</li></ul> <p>(略)</p>
<p>第3編 地震災害対策編</p> <p>第7章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画</p> <p>第10節 強い揺れ・長周期地震動への備え</p> <p>第2 公共施設の耐震化等</p> <p>(略)</p>	<p>第3編 地震災害対策編</p> <p>第7章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画</p> <p>第10節 強い揺れ・長周期地震動への備え</p> <p>第2 公共施設の耐震化等</p> <p>(略)</p>
<p>・発災後の国民の生活を1日でも早く日常に戻すため、下水道施設の耐震・液状化対策を推進する。</p>	<p>・発災後の国民の生活を1日でも早く日常に戻すため、<u>水道施設及び下水道施設</u>の耐震・液状化対策を推進する。</p>

### 第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
(略)	(略)
第3編 地震災害対策編 第7章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画 第11節 巨大な津波への備え 第1 避難路・避難場所の確保等	第3編 地震災害対策編 第7章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画 第11節 巨大な津波への備え 第1 避難路・避難場所の確保等
(略)	(略)
・被災者・避難者の生活支援に資するよう、多くの避難者が想定される地域等について、下水道施設の耐震化・耐津波化を促進する。	・被災者・避難者の生活支援に資するよう、多くの避難者が想定される地域等について、 <u>水道施設及び</u> 下水道施設の耐震化・耐津波化を促進する。
(略)	(略)

#### 第4編 津波災害対策編

修正前	修正後
第4編 津波災害対策編 第1章 災害予防 第1節 津波対策の推進 第5 避難場所・避難路等の確保・整備  (略)  <u>(新規)</u>  ○河川、海岸堤防の管理用通路、河川舟運の活用や、緊急用河川敷道路の整備、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、海岸事業、下水道事業、港湾事業等により整備されるオープンスペースの活用を推進するものとする。	第4編 津波災害対策編 第1章 災害予防 第1節 津波対策の推進 第5 避難場所・避難路等の確保・整備  (略)  ○ <u>津波からの緊急時の一時的な避難場所を確保するため、直轄国道の高架区間等を避難場所等として活用するための緊急避難施設を整備するなど、道路における津波への対応を推進するものとする。</u>  ○河川、海岸堤防の管理用通路、河川舟運の活用や、緊急用河川敷道路の整備、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、海岸事業、 <u>水道事業</u> 、下水道事業、港湾事業等により整備されるオープンスペースの活用を推進するものとする。
(略)	(略)
第4編 津波災害対策編 第1章 災害予防 第1節 津波対策の推進 第7 都市の防災構造化の推進	第4編 津波災害対策編 第1章 災害予防 第1節 津波対策の推進 第7 都市の防災構造化の推進

#### 第4編 津波災害対策編

修正前	修正後
<p>○避難場所等となる都市公園の整備の年次計画等を明らかにした地方公共団体による防災公園整備プログラムの策定を推進するものとする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>第4編 津波災害対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 津波対策の推進</p> <p>第7 都市の防災構造化の推進</p>	<p>第4編 津波災害対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 津波対策の推進</p> <p>第7 都市の防災構造化の推進</p>
<p>(略)</p> <p>○「緑の基本計画」に基づいた系統的かつ計画的な都市公園の整備、特別緑地保全地区の指定や積極的な緑地協定の締結、<u>吸収源対策公園緑地事業</u>による低・未利用地を活用した多様な緑地の整備等を推進することにより、津波エネルギーの減衰、漂流物の捕捉や避難場所・避難路確保等のため、津波災害に対する市街地の総合的な防災性向上に資する公園緑地の体系的な保全・整備を図るものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>○「緑の基本計画」に基づいた系統的かつ計画的な都市公園の整備、特別緑地保全地区の指定や積極的な緑地協定の締結、<u>グリーンインフラ活用型都市構築支援事業等</u>による低・未利用地を活用した多様な緑地の整備等を推進することにより、津波エネルギーの減衰、漂流物の捕捉や避難場所・避難路確保等の機能を持つ、津波災害に対する市街地の総合的な防災性向上に資する公園緑地の体系的な保全・整備を図るものとする。</p> <p>(略)</p>

#### 第4編 津波災害対策編

修正前	修正後
<p>第4編 津波災害対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 津波対策の推進</p> <p>第7 都市の防災構造化の推進</p> <p>(略)</p> <p>○防災公園等の整備に併せた耐震性貯水槽の整備、水と緑のネットワークの整備、下水処理水の活用等により、災害時の消火用水の確保等を促進するものとする。</p>	<p>第4編 津波災害対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 津波対策の推進</p> <p>第7 都市の防災構造化の推進</p> <p>(略)</p> <p>○<u>水道管の耐震化</u>、防災公園等の整備に併せた耐震性貯水槽の整備、水と緑のネットワークの整備、下水処理水の活用等により、災害時の消火用水の確保等を促進するものとする。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>第4編 津波災害対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 津波対策の推進</p> <p>第8 道路施設等の整備及び災害に対する安全性の確保等</p> <p>○<u>広域的な社会経済活動への影響を最小化するため</u>、高規格道路のミッシングリンク解消及び4車線化、高規格道路と直轄国道のダブルネットワーク化等による道路ネットワークの機能強化対策を進め、津波の発生に対して代替路となる経路<u>を確保する</u>ものとする。</p>	<p>第4編 津波災害対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 津波対策の推進</p> <p>第8 道路施設等の整備及び災害に対する安全性の確保等</p> <p>○<u>激甚化、頻発化する災害から速やかに復旧・復興するためには</u>、道路ネットワークの機能強化が必要であることから、高規格道路のミッシングリンク解消及び4車線化、高規格道路と直轄国道のダブルネットワーク化等による道路ネットワークの機能強化対策を進め、<u>発災後おおむね1日以内に緊急車両の通行を確保し、おおむね1週間以内に一般車両の通行を確保できるよう</u>、津波の発生に対して代替路となる経路<u>の確保を目指す</u>ものとする。</p>

#### 第4編 津波災害対策編

修正前	修正後
(略)	(略)
第4編 津波災害対策編 第1章 災害予防 第1節 津波対策の推進 第14 航空施設の整備	第4編 津波災害対策編 第1章 災害予防 第1節 津波対策の推進 第14 航空施設の整備
○最大クラスの津波に際しても、安全かつ円滑な航空交通 <u>を</u> 確保に努める。	○最大クラスの津波に際しても、安全かつ円滑な航空交通 <u>の</u> 確保に努める。
(略)	(略)
第4編 津波災害対策編 第1章 災害予防 第1節 津波対策の推進 第16 ライフライン対策の推進	第4編 津波災害対策編 第1章 災害予防 第1節 津波対策の推進 第16 ライフライン対策の推進
(略)	(略)
○災害発生時におけるライフラインの確保の重要性から、ライフラインの共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の計画的かつ重点的な整備を推進するとともに下水道施設についても相互に機能を補完、代替し、全体としてライフライン機能を確保できるよう下水道施設のネットワーク化、重要幹線の二条管化等を推進するものとする。また、速やかにかつ高いレベルで下水道機能を維持・回復するための各下水道管理者における下水道BCPの策定を推進する。	○災害発生時におけるライフラインの確保の重要性から、ライフラインの共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の計画的かつ重点的な整備を推進するとともに、 <u>水道施設及び下水道施設</u> についても相互に機能を補完、代替し、全体としてライフライン機能を確保できるよう <u>水道施設及び下水道施設</u> のネットワーク化、重要幹線の二条管化等を <u>上下水道一体となって</u> 推進するものとする。また、速やかにかつ高いレベルで <u>水道及び下水道</u> 機能を維持・回復するための <u>水道事業管理者及び下水道管理者</u> におけるBCPの策定を推進する。

修正前	修正後
(略)	(略)
<p>第4編 津波災害対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>　第2節 危機管理体制の整備</p> <p>　第2 通信手段等の整備</p>	<p>第4編 津波災害対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>　第2節 危機管理体制の整備</p> <p>　第2 通信手段等の整備</p>
(略)	(略)
<p>○災害情報の収集・連絡、提供に資する観測・監視機器、通信施設、情報提供装置等の整備を推進するため、次の施策を実施するとともに、運用に関する規定等の整備や定期的な点検の実施等により、災害時において円滑かつ有効に活用できる体制を確立しておくものとする。</p>	<p>○災害情報の収集・連絡、提供に資する観測・監視機器、通信施設、情報提供装置等の整備を推進するため、次の施策を実施するとともに、運用に関する規定等の整備や定期的な点検の実施等により、災害時において円滑かつ有効に活用できる体制を確立しておくものとする。</p>
<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害に関する各種の情報を迅速に収集・把握し的確な対応を行うため、マイクロ回線設備と光ファイバ網設備を相互にバックアップする統合化を図り専用通信設備の信頼性を向上させ、移動通信システム、衛星通信システム及びヘリコプター搭載型衛星通信システム、統合災害情報システム（DiMAPS）の整備等、総合防災情報ネットワークの整備を図るものとする。</li> </ul>	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害に関する各種の情報を迅速に収集・把握し的確な対応を行うため、マイクロ回線設備と光ファイバ網設備を相互にバックアップする統合化・強化を図り専用通信設備の信頼性を向上させ、移動通信システム、衛星通信システム及びヘリコプター搭載型衛星通信システム、統合災害情報システム（DiMAPS）の整備等、総合防災情報ネットワークの整備を図るものとする。</li> </ul>
(略)	(略)

## 第4編 津波災害対策編

修正前	修正後
<ul style="list-style-type: none"><li>・河川、海岸、砂防、道路、港湾、下水道の公共施設管理の高度化、効率化のため、公共施設管理用の光ファイバ網等情報通信基盤の整備を推進するものとする。なお、この光ファイバ等を災害発生時の緊急連絡用として地方公共団体との通信確保に利用できるように必要な措置を行うものとする。</li></ul> <p>(略)</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・河川、海岸、砂防、道路、港湾、<u>上下水道</u>の公共施設管理の高度化、効率化のため、公共施設管理用の光ファイバ網等情報通信基盤の整備を推進するものとする。なお、この光ファイバ等を災害発生時の緊急連絡用として地方公共団体との通信確保に利用できるように必要な措置を行うものとする。</li></ul> <p>(略)</p>
<p>第4編 津波災害対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第5節 防災訓練</p> <p>(略)</p> <p>○訓練を行うに当たっては、災害及び被害の想定を明確にし、以下の事項及びその他訓練実施主体毎の特性に応じた事項に留意し実践的な訓練を実施するものとする。</p>	<p>第4編 津波災害対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第5節 防災訓練</p> <p>(略)</p> <p>○訓練を行うに当たっては、災害及び被害の想定を明確にし、以下の事項及びその他訓練実施主体毎の特性に応じた事項に留意し実践的な訓練を実施するものとする。</p>
<p>(略)</p> <p>・情報の収集・連絡</p> <p>災害発生時の状況を想定し、津波情報や所管施設及び交通施設の被害状況に関する情報等を迅速かつ的確に伝達する訓練を実施するものとする。</p> <p>また、災害発生時の通信の確保を図るため、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け関係機関との連携による通信訓練に参加するとともに通信輻輳時及</p>	<p>(略)</p> <p>・情報の収集・連絡</p> <p>災害発生時の状況を想定し、津波情報や所管施設及び交通施設の被害状況に関する情報等を迅速かつ的確に伝達する訓練を実施するものとする。</p> <p><u>通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。また、災害発生時</u></p>

#### 第4編 津波災害対策編

修正前	修正後
び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を入れた実践的通信訓練を定期的に実施するものとする。	の通信の確保を図るため、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け関係機関との連携による通信訓練に参加するともに通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を入れた実践的通信訓練を定期的に実施するものとする。
(略)	(略)
第4編 津波災害対策編 第2章 災害応急対策 第2節 災害対策用ヘリコプター等による情報収集	第4編 津波災害対策編 第2章 災害応急対策 第2節 災害対策用ヘリコプター等による情報収集
○地方整備局等は、災害対策用ヘリコプター、衛星通信システム、監視カメラ等を活用して、被災地の一般的な被害状況及び救助・救援活動に必要な避難路、緊急輸送道路等をはじめとした所管施設の被害状況を迅速に把握するものとする。	○地方整備局等は、災害対策用ヘリコプター、 <u>無人航空機</u> 、衛星通信システム、監視カメラ等を活用して、被災地の一般的な被害状況及び救助・救援活動に必要な避難路、緊急輸送道路等をはじめとした所管施設の被害状況を迅速に把握するものとする。
(略)	(略)
第4編 津波災害対策編 第2章 災害応急対策 第5節 災害発生直後の施設の緊急点検	第4編 津波災害対策編 第2章 災害応急対策 第5節 災害発生直後の施設の緊急点検
(略)	(略)

#### 第4編 津波災害対策編

修正前	修正後
(新規)	○水道については、地震発生後に施設管理者である地方公共団体等と連携して施設被害情報の収集に努める。施設管理者においては、地震発生後、あらかじめ作成した計画に従い直ちに取水施設、導水施設、浄水施設、送水施設、配水施設等の緊急点検を実施するものとする。
(略)	(略)
第4編 津波災害対策編 第2章 災害応急対策 第11節 二次災害の防止対策	第4編 津波災害対策編 第2章 災害応急対策 第11節 二次災害の防止対策
(略)	(略)
(新規)	○水道については、降雨による浸水等の二次災害を防止するため、主要な浄水施設及び配水施設等の被災状況を調査し、土砂による閉塞等が生じた箇所については、直ちに土砂の排除を行うこと等に対して必要な支援を講ずる。
(略)	(略)
第4編 津波災害対策編 第2章 災害応急対策 第12節 ライフライン施設の応急復旧	第4編 津波災害対策編 第2章 災害応急対策 第12節 ライフライン施設の応急復旧
(略)	(略)

#### 第4編 津波災害対策編

修正前	修正後
(新規)	○津波によって水道施設の被害が確認された場合、施設管理者である地方公共団体等において、仮配管や仮設備の設置等による応急復旧を行い、水道水の確保等に努める。被害調査や応急復旧に当たっては、日本水道協会や地方公共団体間の申し合わせ等と調整を図りながら、必要に応じて他の地方公共団体等による応援を行うものとし、その調整や助言を行うものとする。
(略)	(略)
第4編 津波災害対策編 第2章 災害応急対策 第13節 地方公共団体等への支援	第4編 津波災害対策編 第2章 災害応急対策 第13節 地方公共団体等への支援
○緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）が、救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場において活動を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊との間で、情報共有及び活動調整、相互協力をを行うものとする。	○緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）が、被災状況調査を実施する場合には災害対策用ヘリコプター、無人航空機等を活用するものとし、救命・救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場での活動や避難所等における給水支援等を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊や関係団体等との間で、情報共有及び活動調整、相互協力をを行うものとする。
(略)	(略)

#### 第4編 津波災害対策編

修正前	修正後
第4編 津波災害対策編 第2章 災害応急対策 第13節 地方公共団体等への支援 第1 情報収集、人員の派遣、応急復旧、資機材の提供等  (略)  ○地方整備局等は、必要に応じて災害対策用ヘリコプター、港湾業務艇、衛星通信システム等の活用により迅速な状況把握を行うとともに、被災地方公共団体等と衛星通信や光ファイバ等による通信手段等を確保し、災害情報の提供等、緊密な情報連絡を行うものとする。	第4編 津波災害対策編 第2章 災害応急対策 第13節 地方公共団体等への支援 第1 情報収集、人員の派遣、応急復旧、資機材の提供等  (略)  ○地方整備局等は、必要に応じて災害対策用ヘリコプター、 <u>無人航空機</u> 、港湾業務艇、衛星通信システム等の活用により迅速な状況把握を行うとともに、被災地方公共団体等と衛星通信や光ファイバ等による通信手段等を確保し、災害情報の提供等、緊密な情報連絡を行うものとする。
(略)	(略)
第4編 津波災害対策編 第2章 災害応急対策 第14節 被災者・被災事業者に対する措置 第5 消防活動への支援  (略)  ○必要に応じ、都市公園内の水泳プール、池及び井戸水、下水道 の高度処理水や雨水貯留施設の貯留水、河川水及び海水の利用について助言を行うものとする。	第4編 津波災害対策編 第2章 災害応急対策 第14節 被災者・被災事業者に対する措置 第5 消防活動への支援  (略)  ○必要に応じ、 <u>使用可能な消火栓</u> 、都市公園内の水泳プール、池及び井戸水、下水道の高度処理水や雨水貯留施設の貯留水、河川水及び海水の利用について助言を行うものとする。

#### 第4編 津波災害対策編

修正前	修正後
(略)	(略)
第4編 津波災害対策編	第4編 津波災害対策編
第3章 災害復旧・復興	第3章 災害復旧・復興
第2節 災害復旧の実施	第2節 災害復旧の実施
第2 査定の早期実施	第2 査定の早期実施
(略)	(略)
○災害発生後、河川、海岸、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、鉄道、港湾、下水道、公園、空港、都市施設、住宅等の早期復旧のため、できる限り速やかに被害を把握し、民生の安定、交通の確保、施設の増破の防止等のため必要な応急工事を実施する等、早期復旧に努めるものとする。	○災害発生後、河川、海岸、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、鉄道、港湾、 <u>上下</u> 水道、公園、空港、都市施設、住宅等の早期復旧のため、できる限り速やかに被害を把握し、民生の安定、交通の確保、施設の増破の防止等のため必要な応急工事を実施する等、早期復旧に努めるものとする。
(略)	(略)

## 第5編 風水害対策編

修正前	修正後
<p>第5編 風水害対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 風水害対策の推進</p> <p>第1 各種事業・計画に基づく対策の実施</p> <p>○風水害を防止し、又は風水害が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、河川、砂防、海岸、道路、鉄道、港湾、空港、下水道その他の公共施設の維持管理を強化するとともに、治水事業、下水道事業、海岸事業、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、その他の国土保全事業（北海道においては治山事業を含む）、農地防災事業（北海道におけるものに限る）、都市の防災対策事業及び道路・港湾の豪雨等対策事業を地方公共団体等と連携しつつ計画的かつ総合的に推進し、災害に強い国づくり・まちづくりを行うものとする。このように、ハード・ソフト両面から施策を推進するとともに、環境や景観へも配慮するものとする。特に、近年激甚化・頻発化する洪水等の水災害に対しては、未だ施設の整備が途上であることや、施設整備の目標を超える洪水の発生が頻発化している現状を踏まえ、流域治水の考え方に基づいて、河川管理者等が主体となって行う治水事業等をこれまで以上に充実・強化することに加え、あらゆる関係者の協働により流域全体で治水対策に取り組む。</p> <p>(略)</p>	<p>第5編 風水害対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 風水害対策の推進</p> <p>第1 各種事業・計画に基づく対策の実施</p> <p>○風水害を防止し、又は風水害が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、河川、砂防、海岸、道路、鉄道、港湾、空港、<u>上下水道</u>その他の公共施設の維持管理を強化するとともに、治水事業、<u>水道事業</u>、下水道事業、海岸事業、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、その他の国土保全事業（北海道においては治山事業を含む）、農地防災事業（北海道におけるものに限る）、都市の防災対策事業及び道路・港湾の豪雨等対策事業を地方公共団体等と連携しつつ計画的かつ総合的に推進し、災害に強い国づくり・まちづくりを行うものとする。このように、ハード・ソフト両面から施策を推進するとともに、環境や景観へも配慮するものとする。特に、近年激甚化・頻発化する洪水等の水災害に対しては、未だ施設の整備が途上であることや、施設整備の目標を超える洪水の発生が頻発化している現状を踏まえ、流域治水の考え方に基づいて、河川管理者等が主体となって行う治水事業等をこれまで以上に充実・強化することに加え、あらゆる関係者の協働により流域全体で治水対策に取り組む。</p> <p>(略)</p>

修正前	修正後
<p>第5編 風水害対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 風水害対策の推進</p> <p>第4 道路施設等の整備及び災害に対する安全性の確保等</p> <p>○<u>広域的な社会経済活動への影響を最小化するため、高規格道路のミッシングリンク解消及び4車線化、高規格道路と直轄国道のダブルネットワーク化等による道路ネットワークの機能強化対策を進め、豪雨時の発生に対しても代替路となる経路を確保するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>○道路の冠水による事故を未然に防止するため、アンダーパス部等、車両が水没するなど重大な事故がおきるおそれがある箇所については、道路利用者への注意喚起や情報提供を行うとともに、事前に標識、情報板、排水ポンプ等の点検、必要な施設の整備、警察及び消防等との連携強化等を図ることで、適切な道路管理に努めるものとする。</p>	<p>第5編 風水害対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 風水害対策の推進</p> <p>第4 道路施設等の整備及び災害に対する安全性の確保等</p> <p>○<u>激甚化、頻発化する災害から速やかに復旧・復興するためには、道路ネットワークの機能強化が必要であることから、高規格道路のミッシングリンク解消及び4車線化、高規格道路と直轄国道のダブルネットワーク化等による道路ネットワークの機能強化対策を進め、発災後おおむね1日以内に緊急車両の通行を確保し、おおむね1週間以内に一般車両の通行を確保できるよう、豪雨時の発生に対して代替路となる経路の確保を目指すものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>○<u>道路の冠水による事故を未然に防止するため、アンダーパス部等、車両が水没するなど重大な事故がおきるおそれがある箇所については、道路利用者への注意喚起や情報提供を行うとともに、事前に標識、情報板、排水ポンプ等の点検、必要な施設の整備、警察及び消防等との連携強化等を図ることで、適切な道路管理に努めるものとする。また、応急組立橋の確保や貸与等による地方公共団体への支援を推進するものとする。</u></p>

## 第5編 風水害対策編

修正前	修正後
(新規)	○洪水からの緊急時の一時的な避難場所を確保するため、直轄国道の高架区間等を避難場所等として活用するための緊急避難施設を整備するなど、道路における洪水への対応を推進するものとする。
(略)	(略)
第5編 風水害対策編 第1章 災害予防 第1節 風水害対策の推進 第5 都市の防災構造化の推進	第5編 風水害対策編 第1章 災害予防 第1節 風水害対策の推進 第5 都市の防災構造化の推進
(略)	(略)
○避難場所等となる都市公園の整備の年次計画等を明らかにした地方公共団体による防災公園整備プログラムの策定を推進するものとする。	(削除)
(略)	(略)
○「緑の基本計画」に基づいた系統的かつ計画的な都市公園の整備、特別緑地保全地区の指定や積極的な緑地協定の締結、 <u>緑化重点地区整備事業</u> による低・未利用地を活用した多様な緑地の整備等を推進することにより、延焼遮断、市街化の進展防止等、市街地の総合的な防災性向上に資する緑地の体系的な保全・整備を図るものとする。	○「緑の基本計画」に基づいた系統的かつ計画的な都市公園の整備、特別緑地保全地区の指定や積極的な緑地協定の締結、 <u>グリーンインフラ活用型都市構築支援事業</u> による低・未利用地を活用した多様な緑地の整備等を推進することにより、延焼遮断、市街化の進展防止等、市街地の総合的な防災性向上に資する緑地の体系的な保全・整備を図るものとする。

## 第5編 風水害対策編

修正前	修正後
(略)	(略)
第5編 風水害対策編 第1章 災害予防 第1節 風水害対策の推進 第6 災害発生のおそれのある区域に関する措置	第5編 風水害対策編 第1章 災害予防 第1節 風水害対策の推進 第6 災害発生のおそれのある区域に関する措置
(略)	(略)
○国土交通大臣は、都道府県指定洪水予報河川について <u>洪水予報</u> を行う都道府県知事の求めに応じ、国指定洪水予報河川の水位を予測する過程で取得した予測水位情報を都道府県知事及び気象庁長官に提供するものとする。	○国土交通大臣は、都道府県 <u>が指定した</u> 洪水予報河川について、 <u>当該</u> 都道府県知事の求めに応じ、 <u>国が指定した</u> 洪水予報河川の水位を予測する過程で取得した予測水位情報を都道府県知事及び気象庁長官に提供するものとする。
(略)	(略)
第5編 風水害対策編 第1章 災害予防 第1節 風水害対策の推進 第8 盛土等に伴う防災措置	第5編 風水害対策編 第1章 災害予防 第1節 風水害対策の推進 第8 盛土等に伴う防災措置
(略)	(略)

## 第5編 風水害対策編

修正前	修正後
<p>○盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、<u>都道府県等</u>が行う人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれのある盛土に対する安全性把握のための詳細調査及び崩落の危険が確認された盛土に対する撤去、擁壁設置等の対策を支援するものとする。</p>	<p>○<u>宅地造成及び特定盛土等規制法</u>に基づく既存盛土等に関する調査及び盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、<u>地方公共団体</u>が行う人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれのある盛土に対する安全性把握のための詳細調査及び崩落の危険が確認された盛土に対する撤去、擁壁設置等の対策を支援するものとする。</p>
<p>○盛土等の安全対策を推進するにあたっては、各関係制度を所管する関係府省庁、<u>都道府県等</u>で緊密に連携を図るものとする。</p>	<p>○盛土等の安全対策を推進するにあたっては、各関係制度を所管する関係府省庁、<u>地方公共団体</u>で緊密に連携を図るものとする。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>第5編 風水害対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 風水害対策の推進</p> <p>第9 鉄道の安全性の確保及び指導</p>	<p>第5編 風水害対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 風水害対策の推進</p> <p>第9 鉄道の安全性の確保及び指導</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>○鉄道の安全・安定輸送を確保するため、河川に架かる鉄道橋梁の流失等防止対策や、橋梁の架替事業を推進する。</p>	<p>○鉄道の安全・安定輸送を確保するため、河川に架かる鉄道橋梁の流失等防止対策や、橋梁の架替事業、<u>豪雨により斜面崩壊のおそれがある鉄道隣接斜面の斜面崩壊対策</u>を推進する。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

## 第5編 風水害対策編

修正前	修正後
<p>第5編 風水害対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 風水害対策の推進</p> <p>第10 港湾施設の整備</p> <p>○最新の知見で更新した設計沖波で耐波性能等を照査し、重要かつ緊急性の高い施設について、嵩上げや補強を実施する。</p> <p>(略)</p>	<p>第5編 風水害対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 風水害対策の推進</p> <p>第10 港湾施設の整備</p> <p>○最新の知見で更新した設計沖波で耐波性能等を照査し、重要かつ緊急性の高い施設について、嵩上げや補強を実施する。<u>また、官民の多様な主体が合意の上で</u><u>ハード・ソフトの各種施策を進める「協働防護」により防災・減災対策を推進する。</u></p> <p>(略)</p>
<p>第5編 風水害対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 風水害対策の推進</p> <p>第14 ライフライン対策の推進</p> <p>○災害発生時におけるライフラインの確保の重要性から、ライフラインの共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の計画的かつ重点的な整備を推進するとともに下水道施設についても相互に機能を補完、代替し、全体としてライフライン機能を確保できるよう下水道施設のネットワーク化、重要幹線の二条管化等を推進するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>第5編 風水害対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 風水害対策の推進</p> <p>第14 ライフライン対策の推進</p> <p>○災害発生時におけるライフラインの確保の重要性から、ライフラインの共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の計画的かつ重点的な整備を推進するとともに、<u>水道施設及び下水道施設</u>についても相互に機能を補完、代替し、全体としてライフライン機能を確保できるよう<u>水道施設及び下水道施設</u>のネットワーク化、重要幹線の二条管化等を<u>上下水道一体となって</u>推進するものとする。</p> <p>(略)</p>

## 第5編 風水害対策編

修正前	修正後
<p>第5編 風水害対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第2節 危機管理体制の整備</p> <p>第2 通信手段等の整備</p> <p>○災害情報の収集・連絡、提供に資する観測・監視機器、通信施設、情報提供装置等の整備を推進するため、次の施策を実施するとともに、運用に関する規定等の整備や定期的な点検の実施等により、災害時において円滑かつ有効に活用できる体制を確立しておくものとする。</p> <p>(略)</p> <p>・災害に関する各種の情報を迅速に収集・把握し的確な対応を行うため、マイクロ回線設備と光ファイバ網設備を相互にバックアップする統合化を図り専用通信設備の信頼性を向上させ、移動通信システム、衛星通信システム及びヘリコプター搭載型衛星通信システム、統合災害情報システム（DiMAPS）の整備等、総合防災情報ネットワークの整備を図るものとする。</p>	<p>第5編 風水害対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第2節 危機管理体制の整備</p> <p>第2 通信手段等の整備</p> <p>○災害情報の収集・連絡、提供に資する観測・監視機器、通信施設、情報提供装置等の整備を推進するため、次の施策を実施するとともに、運用に関する規定等の整備や定期的な点検の実施等により、災害時において円滑かつ有効に活用できる体制を確立しておくものとする。</p> <p>(略)</p> <p>・災害に関する各種の情報を迅速に収集・把握し的確な対応を行うため、マイクロ回線設備と光ファイバ網設備を相互にバックアップする統合化・強化を図り専用通信設備の信頼性を向上させ、移動通信システム、衛星通信システム及びヘリコプター搭載型衛星通信システム、統合災害情報システム（DiMAPS）の整備等、総合防災情報ネットワークの整備を図るものとする。</p>
<p>第5編 風水害対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第5節 防災訓練</p>	<p>第5編 風水害対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第5節 防災訓練</p>

## 第5編 風水害対策編

修正前	修正後
<p>○訓練を行うに当たっては、災害及び被害の想定を明確にし、以下の事項及びその他訓練実施主体毎の特性に応じた事項に留意し実践的な訓練を実施するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>・情報の収集・連絡</p> <p>災害発生時の状況を想定し、気象、水文等に関する観測を迅速かつ正確に行うとともに、所管施設及び交通施設の被害状況に関する情報等を迅速かつ的確に伝達する訓練を実施するものとする。</p> <p>また、災害発生時の通信の確保を図るため、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け関係機関との連携による通信訓練に参加するとともに通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた 実践的通信訓練を定期的に実施するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>○訓練を行うに当たっては、災害及び被害の想定を明確にし、以下の事項及びその他訓練実施主体毎の特性に応じた事項に留意し実践的な訓練を実施するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>・情報の収集・連絡</p> <p>災害発生時の状況を想定し、気象、水文等に関する観測を迅速かつ正確に行うとともに、所管施設及び交通施設の被害状況に関する情報等を迅速かつ的確に伝達する訓練を実施するものとする。</p> <p><u>通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。また、災害発生時の通信の確保を図るため、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け関係機関との連携による通信訓練に参加するとともに通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた 実践的通信訓練を定期的に実施するものとする。</u></p> <p>(略)</p>
<p>第5編 風水害対策編</p> <p>第2章 災害応急対策</p> <p>第2節 災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保</p> <p>第1 災害情報の収集・連絡</p>	<p>第5編 風水害対策編</p> <p>第2章 災害応急対策</p> <p>第2節 災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保</p> <p>第1 災害情報の収集・連絡</p>

## 第5編 風水害対策編

修正前	修正後
(略)	(略)
○地方整備局等は、災害対策用ヘリコプター、衛星通信システム、監視カメラ等を活用して、被災地の一般的な被害状況及び救助・救援活動に必要な避難路、緊急輸送道路等をはじめとした所管施設の被害状況を迅速に把握するものとする。	○地方整備局等は、災害対策用ヘリコプター、 <u>無人航空機</u> 、衛星通信システム、監視カメラ等を活用して、被災地の一般的な被害状況及び救助・救援活動に必要な避難路、緊急輸送道路等をはじめとした所管施設の被害状況を迅速に把握するものとする。
(略)	(略)
第5編 風水害対策編 第2章 災害応急対策 第5節 災害発生直後の施設の緊急点検	第5編 風水害対策編 第2章 災害応急対策 第5節 災害発生直後の施設の緊急点検
(略)	(略)
<u>(新設)</u>	○ <u>水道</u> については、 <u>大規模な災害が発生した場合、あらかじめ作成した計画に従い、直ちに施設の被害情報の調査を行うものとする。</u>
(略)	(略)
第5編 風水害対策編 第2章 災害応急対策 第6節 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保	第5編 風水害対策編 第2章 災害応急対策 第6節 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保

## 第5編 風水害対策編

修正前	修正後
○応急復旧を円滑に行うため、主要な災害復旧用資機材を迅速に調達し得るよう措置するものとする。  (略)	○応急復旧を円滑に行うため、主要な災害復旧用 <u>等の</u> 資機材を迅速に調達し得るよう措置するものとする。  (略)
第5編 風水害対策編 第2章 災害応急対策 第13節 地方公共団体等への支援  (略)	第5編 風水害対策編 第2章 災害応急対策 第13節 地方公共団体等への支援  (略)
○緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）が、救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場において活動を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊との間で、情報共有及び活動調整、相互協力をを行うものとする。	○緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）が、 <u>被災状況調査を実施する場合</u> には <u>災害対策用ヘリコプター、無人航空機等を活用するものとし、救命・救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場での活動や避難所等における給水支援等を実施する場合</u> には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊 <u>や関係団体等</u> との間で、情報共有及び活動調整、相互協力をを行うものとする。
(略)	(略)
第5編 風水害対策編 第2章 災害応急対策 第13節 地方公共団体等への支援 第1 情報収集、人員の派遣、応急復旧、資機材の提供等	第5編 風水害対策編 第2章 災害応急対策 第13節 地方公共団体等への支援 第1 情報収集、人員の派遣、応急復旧、資機材の提供等

## 第5編 風水害対策編

修正前	修正後
<p>○地方整備局等は、必要に応じて災害対策用ヘリコプター、港湾業務艇、衛星通信システム等の活用により迅速な状況把握を行うとともに、被災地方公共団体等と衛星通信や光ファイバ等による通信手段等を確保し、災害情報の提供等、緊密な情報連絡を行うものとする。</p> <p>第5編 風水害対策編 第3章 災害復旧・復興 第2節 災害復旧の実施 第2 査定の早期実施</p> <p>(略)</p> <p>○災害発生後、河川、海岸、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、下水道、公園、空港、都市施設、住宅等の早期復旧のため、できる限り速やかに被害を把握し、民生の安定、交通の確保、施設の増破の防止等のため必要な応急工事を実施する等、早期復旧に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>○地方整備局等は、必要に応じて災害対策用ヘリコプター、<u>無人航空機</u>、港湾業務艇、衛星通信システム等の活用により迅速な状況把握を行うとともに、被災地方公共団体等と衛星通信や光ファイバ等による通信手段等を確保し、災害情報の提供等、緊密な情報連絡を行うものとする。</p> <p>第5編 風水害対策編 第3章 災害復旧・復興 第2節 災害復旧の実施 第2 査定の早期実施</p> <p>(略)</p> <p>○災害発生後、河川、海岸、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、<u>上下水道</u>、公園、空港、都市施設、住宅等の早期復旧のため、できる限り速やかに被害を把握し、民生の安定、交通の確保、施設の増破の防止等のため必要な応急工事を実施する等、早期復旧に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>

## 第6編 火山災害対策編

修正前	修正後
<p>第6編 火山災害対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第2節 火山災害対策の推進</p> <p>第4 道路施設等の整備及び災害に対する安全性の確保等</p> <p>○ <u>広域的な社会経済活動への影響を最小化するため、高規格道路のミッシングリンク解消及び4車線化、高規格道路と直轄国道のダブルネットワーク化等による道路ネットワークの機能強化対策を進め、大規模な火山災害の発生に対しても代替路となる経路を確保する</u>ものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>第6編 火山災害対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第2節 火山災害対策の推進</p> <p>第4 道路施設等の整備及び災害に対する安全性の確保等</p> <p>○<u>激甚化、頻発化する災害から速やかに復旧・復興するためには、道路ネットワークの機能強化が必要であることから、高規格道路のミッシングリンク解消及び4車線化、高規格道路と直轄国道のダブルネットワーク化等による道路ネットワークの機能強化対策を進め、大規模な火山災害の発生に対して代替路となる経路の確保を目指す</u>ものとする。</p> <p>(略)</p>
<p>第6編 火山災害対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第2節 火山災害対策の推進</p> <p>第8 避難場所・避難路等の確保・整備</p> <p>(略)</p> <p>○<u>避難場所等となる都市公園の整備の年次計画等を明らかにした地方公共団体による防災公園整備プログラムの策定を推進する</u>ものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>第6編 火山災害対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第2節 火山災害対策の推進</p> <p>第8 避難場所・避難路等の確保・整備</p> <p>(略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(略)</p>

## 第6編 火山災害対策編

修正前	修正後
<p>第6編 火山災害対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第2節 火山災害対策の推進</p> <p>第10 ライフライン対策の推進</p> <p>○災害発生時におけるライフラインの確保の重要性から、ライフラインの共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の計画的かつ重点的な整備を推進するとともに下水道施設についても相互に機能を補完、代替し、全体としてライフライン機能を確保できるよう下水道施設のネットワーク化、重要幹線の二条管化等を推進するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>第6編 火山災害対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第2節 火山災害対策の推進</p> <p>第10 ライフライン対策の推進</p> <p>○災害発生時におけるライフラインの確保の重要性から、ライフラインの共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の計画的かつ重点的な整備を推進するとともに、<u>水道施設及び下水道施設</u>についても相互に機能を補完、代替し、全体としてライフライン機能を確保できるよう<u>水道施設及び下水道施設</u>のネットワーク化、重要幹線の二条管化等を<u>上下水道一体となって</u>推進するものとする。</p> <p>(略)</p>
<p>第6編 火山災害対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第3節 危機管理体制の整備</p> <p>第2 通信手段等の整備</p> <p>○災害情報の収集・連絡、提供に資する観測・監視機器、通信施設、情報提供装置等の整備を推進するため、次の施策を実施するとともに、運用に関する規定等の整備や定期的な点検の実施等により、災害時において円滑かつ有効に活用できる体制を確立しておくものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>第6編 火山災害対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第3節 危機管理体制の整備</p> <p>第2 通信手段等の整備</p> <p>○災害情報の収集・連絡、提供に資する観測・監視機器、通信施設、情報提供装置等の整備を推進するため、次の施策を実施するとともに、運用に関する規定等の整備や定期的な点検の実施等により、災害時において円滑かつ有効に活用できる体制を確立しておくものとする。</p> <p>(略)</p>

## 第6編 火山災害対策編

修正前	修正後
<ul style="list-style-type: none"><li>・災害に関する各種の情報を迅速に収集・把握し的確な対応を行うため、マイクロ回線設備と光ファイバ網設備を相互にバックアップする統合化を図り専用通信設備の信頼性を向上させ、移動通信システム、衛星通信システム及びヘリコプター搭載型衛星通信システム、統合災害情報システム（DiMAPS）の整備等、総合防災情報ネットワークの整備を図るものとする。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・災害に関する各種の情報を迅速に収集・把握し的確な対応を行うため、マイクロ回線設備と光ファイバ網設備を相互にバックアップする統合化・強化を図り専用通信設備の信頼性を向上させ、移動通信システム、衛星通信システム及びヘリコプター搭載型衛星通信システム、統合災害情報システム（DiMAPS）の整備等、総合防災情報ネットワークの整備を図るものとする。</li></ul>
(略)	(略)
<ul style="list-style-type: none"><li>・河川、道路、下水道、港湾施設の公共施設管理の高度化、効率化のため、公共施設管理用の光ファイバ網等情報通信基盤の整備を推進するものとする。なお、この光ファイバ等を災害発生時の緊急連絡用として地方公共団体との通信確保に利用できるように必要な措置を行うものとする。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・河川、道路、上下水道、港湾施設の公共施設管理の高度化、効率化のため、公共施設管理用の光ファイバ網等情報通信基盤の整備を推進するものとする。なお、この光ファイバ等を災害発生時の緊急連絡用として地方公共団体との通信確保に利用できるように必要な措置を行うものとする。</li></ul>
(略)	(略)
第6編 火山災害対策編 第1章 災害予防 第6節 防災訓練	第6編 火山災害対策編 第1章 災害予防 第6節 防災訓練
○訓練を行うに当たっては、災害及び被害の想定を明確にし、以下の事項及びその他訓練実施主体毎の特性に応じた事項に留意し実践的な訓練を実施するものとする。	○訓練を行うに当たっては、災害及び被害の想定を明確にし、以下の事項及びその他訓練実施主体毎の特性に応じた事項に留意し実践的な訓練を実施するものとする。
(略)	(略)

## 第6編 火山災害対策編

修正前	修正後
<p>・情報の収集・連絡</p> <p>災害発生時の状況を想定し、交通施設及び所管施設の被害状況に関する情報等を迅速かつ的確に伝達する訓練を実施するものとする。</p> <p>また、災害発生時の通信の確保を図るため、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け関係機関との連携による通信訓練に参加するとともに通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的に実施するものとする。</p>	<p>・情報の収集・連絡</p> <p>災害発生時の状況を想定し、交通施設及び所管施設の被害状況に関する情報等を迅速かつ的確に伝達する訓練を実施するものとする。</p> <p><u>通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。また、災害発生時の通信の確保を図るため、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け関係機関との連携による通信訓練に参加するとともに通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的に実施するものとする。</u></p>
(略)	(略)
<p>第6編 火山災害対策編</p> <p>第2章 災害応急対策</p> <p>第2節 災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保</p> <p>第1 災害情報の収集・連絡</p>	<p>第6編 火山災害対策編</p> <p>第2章 災害応急対策</p> <p>第2節 災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保</p> <p>第1 灾害情報の収集・連絡</p>
(略)	(略)
○地方整備局等は、災害対策用ヘリコプター、衛星通信システム、監視カメラ等を活用して、被災地の一般的な被害状況及び救助・救援活動に必要な避難路、緊急輸送道路等をはじめとした所管施設の被害状況を迅速に把握するものとする。	○地方整備局等は、災害対策用ヘリコプター、 <u>無人航空機</u> 、衛星通信システム、監視カメラ等を活用して、被災地の一般的な被害状況及び救助・救援活動に必要な避難路、緊急輸送道路等をはじめとした所管施設の被害状況を迅速に把握するものとする。

## 第6編 火山災害対策編

修正前	修正後
(略)	(略)
第6編 火山災害対策編 第2章 災害応急対策 第5節 災害発生直後の施設の緊急点検	第6編 火山災害対策編 第2章 災害応急対策 第5節 災害発生直後の施設の緊急点検  ○水道については、大規模な災害が発生した場合、あらかじめ作成した計画に従い、直ちに施設の被害状況の調査を行うものとする。
(新設)  (略)	(略)
第6編 火山災害対策編 第2章 災害応急対策 第11節 二次災害の防止対策	第6編 火山災害対策編 第2章 災害応急対策 第11節 二次災害の防止対策  ○水道については、降雨による浸水等の二次災害を防止するため、主要な浄水施設及び配水施設の被災状況を調査し、土砂による閉塞等が生じた箇所については、直ちに土砂の排除を行うこと等に対して必要な支援を講ずる。
(新設)  (略)	(略)
第6編 火山災害対策編 第2章 災害応急対策 第13節 地方公共団体等への支援	第6編 火山災害対策編 第2章 災害応急対策 第13節 地方公共団体等への支援

## 第6編 火山災害対策編

修正前	修正後
<p>○緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）が、救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場において活動を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行うものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>○緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）が、<u>被災状況調査を実施する場合</u>には<u>災害対策用ヘリコプター、無人航空機等を活用するものとし、救命・救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場での活動や避難所等における給水支援等</u>を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊<u>や関係団体等</u>との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行うものとする。</p> <p>(略)</p>
<p>第6編 火山災害対策編</p> <p>第2章 災害応急対策</p> <p>第13節 地方公共団体等への支援</p> <p>　第1 情報収集、人員の派遣、応急復旧、資機材の提供等</p> <p>○地方整備局等は、必要に応じて災害対策用ヘリコプター、港湾業務艇、衛星通信システム等の活用により迅速な状況把握を行うとともに、被災地方公共団体等と衛星通信や光ファイバ等による通信手段等を確保し、災害情報の提供等、緊密な情報連絡を行うものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>第6編 火山災害対策編</p> <p>第2章 災害応急対策</p> <p>第13節 地方公共団体等への支援</p> <p>　第1 情報収集、人員の派遣、応急復旧、資機材の提供等</p> <p>○地方整備局等は、必要に応じて災害対策用ヘリコプター、<u>無人航空機</u>、港湾業務艇、衛星通信システム等の活用により迅速な状況把握を行うとともに、被災地方公共団体等と衛星通信や光ファイバ等による通信手段等を確保し、災害情報の提供等、緊密な情報連絡を行うものとする。</p> <p>(略)</p>
<p>第6編 火山災害対策編</p> <p>第2章 災害応急対策</p> <p>第13節 地方公共団体等への支援</p> <p>　第5 消防活動への支援</p>	<p>第6編 火山災害対策編</p> <p>第2章 災害応急対策</p> <p>第13節 地方公共団体等への支援</p> <p>　第5 消防活動への支援</p>

## 第6編 火山災害対策編

修正前	修正後
(略)	(略)
○必要に応じ、都市公園内の水泳プール、池及び井戸水、下水道の高度処理水や雨水貯留施設の貯留水、河川水及び海水の利用について助言を行うものとする。	○必要に応じ、 <u>使用可能な消火栓</u> 、都市公園内の水泳プール、池及び井戸水、下水道の高度処理水や雨水貯留施設の貯留水、河川水及び海水の利用について助言を行うものとする。
(略)	(略)
第6編 火山災害対策編 第3章 災害復旧・復興 第2節 災害復旧の実施 第3 査定の早期実施	第6編 火山災害対策編 第3章 災害復旧・復興 第2節 災害復旧の実施 第3 査定の早期実施
(略)	(略)
○災害発生後、河川、海岸、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、下水道、公園、空港、都市施設、住宅等の早期復旧のため、できる限り速やかに被害を把握し、民生の安定、交通の確保、施設の増強の防止等のため必要な応急工事を実施する等、早期復旧に努めるものとする。	○災害発生後、河川、海岸、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、 <u>上下水道</u> 、公園、空港、都市施設、住宅等の早期復旧のため、できる限り速やかに被害を把握し、民生の安定、交通の確保、施設の増強の防止等のため必要な応急工事を実施する等、早期復旧に努めるものとする。
(略)	(略)

## 第7編 雪害災害対策編

修正前	修正後
<p>第7編 雪害対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 雪害対策の推進</p> <p>第1 各種事業・計画に基づく対策の実施</p> <p>○雪害を防止し、又は雪害が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、河川、砂防、海岸、道路、鉄道、港湾、空港その他の公共施設の維持管理を強化するとともに、治水事業、ダム事業、下水道事業、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、雪崩対策事業、海岸事業、その他の国土保全事業（北海道においては治山事業を含む）、農地防災事業（北海道におけるものに限る）、都市の防災対策事業及び道路の雪寒事業、港湾事業を地方公共団体等と連携しつつ計画的かつ総合的に推進し、災害に強い国づくり・まちづくりを行うものとする。</p>	<p>第7編 雪害対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 雪害対策の推進</p> <p>第1 各種事業・計画に基づく対策の実施</p> <p>○雪害を防止し、又は雪害が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、河川、砂防、海岸、道路、鉄道、港湾、空港その他の公共施設の維持管理を強化するとともに、治水事業、ダム事業、<u>水道事業</u>、下水道事業、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、雪崩対策事業、海岸事業、その他の国土保全事業（北海道においては治山事業を含む）、農地防災事業（北海道におけるものに限る）、都市の防災対策事業及び道路の雪寒事業、港湾事業を地方公共団体等と連携しつつ計画的かつ総合的に推進し、災害に強い国づくり・まちづくりを行うものとする。</p>
(略)	(略)
<p>第7編 雪害対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 雪害対策の推進</p> <p>第4 道路施設等の整備及び災害に対する安全性の確保等</p>	<p>第7編 雪害対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 雪害対策の推進</p> <p>第4 道路施設等の整備及び災害に対する安全性の確保等</p>
(略)	(略)

## 第7編 雪害災害対策編

修正前	修正後
(新設)	○鉄軌道事業者に対し、大雪が予想される場合など、気象状況により列車の運転に支障が生ずるおそれが予測されるときは、一層気象状況に注意するとともに、安全確保の観点から、路線の特性に応じて、前広に情報提供した上で計画的に列車の運転を休止（計画運休）するなど、安全の確保に努めるよう指導する。また、利用者への情報提供のあり方については、①利用者等への情報提供の内容・タイミング・方法、②計画運休の際の振替輸送のあり方、③地方自治体への情報提供の仕方など、鉄道事業者等と行った検討結果を踏まえ、国土交通省において作成したモデルケースを参考に各鉄道事業者において情報提供タイムラインをあらかじめ作成しておくよう指導する。
(略)	(略)
第7編 雪害対策編 第1章 災害予防 第1節 雪害対策の推進 第8 ライフライン対策の推進	第7編 雪害対策編 第1章 災害予防 第1節 雪害対策の推進 第8 ライフライン対策の推進
○災害発生時におけるライフラインの確保の重要性から、ライフラインの共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の計画的かつ重点的な整備を推進とともに、下水道施設についても相互に機能を補完、代替し、全体としてライフライン機能を確保できるよう下水道施設のネットワーク化、重要幹線の二条管化等を推進するものとする。	○災害発生時におけるライフラインの確保の重要性から、ライフラインの共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の計画的かつ重点的な整備を推進とともに、 <u>水道施設及び下水道施設</u> についても相互に機能を補完、代替し、全体としてライフライン機能を確保できるよう <u>水道施設及び下水道施設</u> のネットワーク化、重要幹線の二条管化等を <u>上下水道一体となって</u> 推進するものとする。
(略)	(略)

## 第7編 雪害災害対策編

修正前	修正後
<p>(新設)</p> <p>○下水道については、降雪にともなう処理水の温度低下による処理機能の低下を防止するため、水処理施設に覆蓋を設置するなどの対策を推進するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第7編 雪害対策編 第1章 災害予防 第2節 危機管理体制の整備 第2 通信手段等の整備</p> <p>○災害情報の収集・連絡、提供に資する観測・監視機器、通信施設、情報提供装置等の整備を推進するため、次の施策を実施するとともに、運用に関する規定等の整備や定期的な点検の実施等により、災害時において円滑かつ有効に活用できる体制を確立しておくものとする。</p> <p>(略)</p> <p>・災害に関する各種の情報を迅速に収集・把握し的確な対応を行うため、マイクロ回線設備と光ファイバ網設備を相互にバックアップする統合化を図り専用通信設備の信頼性を向上させ、移動通信システム、衛星通信システム及びヘリコプター搭載型衛星通信システム、統合災害情報システム（DiMAPS）の整備等、総合防災情報ネットワークの整備を図るものとする。</p>	<p>○水道については、降雪に伴う水管凍結による漏水を防止するため、水抜き等の凍結防止の対策を推進するものとする。</p> <p>○下水道については、降雪に伴う処理水の温度低下による処理機能の低下を防止するため、水処理施設に覆蓋を設置するなどの対策を推進するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第7編 雪害対策編 第1章 災害予防 第2節 危機管理体制の整備 第2 通信手段等の整備</p> <p>○災害情報の収集・連絡、提供に資する観測・監視機器、通信施設、情報提供装置等の整備を推進するため、次の施策を実施するとともに、運用に関する規定等の整備や定期的な点検の実施等により、災害時において円滑かつ有効に活用できる体制を確立しておくものとする。</p> <p>(略)</p> <p>・災害に関する各種の情報を迅速に収集・把握し的確な対応を行うため、マイクロ回線設備と光ファイバ網設備を相互にバックアップする統合化・強化を図り専用通信設備の信頼性を向上させ、移動通信システム、衛星通信システム及びヘリコプター搭載型衛星通信システム、統合災害情報システム（DiMAPS）の整備等、総合防災情報ネットワークの整備を図るものとする。</p>

## 第7編 雪害災害対策編

修正前	修正後
(略)	(略)
<p>・河川、道路、港湾、下水道の公共施設管理の高度化、効率化のため、公共施設管理用の光ファイバ網等情報通信基盤の整備を推進するものとする。なお、この光ファイバ等を災害発生時の緊急連絡用として地方公共団体との通信確保に利用できるように必要な措置を行うものとする。また、G I Sについても開発・整備を推進し、公共施設の被害情報の把握及び提供が迅速かつ的確に行えるようにするものとする。</p>	<p>・河川、道路、港湾、<u>上下</u>水道の公共施設管理の高度化、効率化のため、公共施設管理用の光ファイバ網等情報通信基盤の整備を推進するものとする。なお、この光ファイバ等を災害発生時の緊急連絡用として地方公共団体との通信確保に利用できるように必要な措置を行うものとする。また、G I Sについても開発・整備を推進し、公共施設の被害情報の把握及び提供が迅速かつ的確に行えるようにするものとする。</p>
(略)	(略)
<p>第7編 雪害対策編 第1章 災害予防 第2節 危機管理体制の整備 第4 応急復旧体制等の整備</p>	<p>第7編 雪害対策編 第1章 災害予防 第2節 危機管理体制の整備 第4 応急復旧体制等の整備</p>
(略)	(略)

## 第7編 雪害災害対策編

修正前	修正後
<p>○道路の除排雪、道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、関係機関及び道路管理者相互の連携の下、あらかじめ地域特性や降雪予測を考慮した地域や路線・区間毎のタイムラインや道路啓開等の計画を立案するなど事前の備えを推進するものとする。また、道路啓開等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者との協定の締結に努めるものとする。また、短期間の集中的な大雪が見込まれる場合には、幹線道路上の大規模な滞留発生を回避するため、道路管理者間の相互支援により除雪車等を予め広域的に再配置するなどして、集中除雪に備えるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○豪雪等に対し、緊急に道路交通を確保できるよう、迅速かつ的確な除雪活動を実施するための除雪機械、除雪要員、施設並びに連絡系統などの所要の体制の確立を図るとともに、除雪機械及び必要な資機材の計画的な整備を行うものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>○道路の除排雪、道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、関係機関及び道路管理者相互の連携の下、あらかじめ地域特性や降雪予測を考慮した地域や路線・区間毎のタイムラインや道路啓開等の計画を立案するなど事前の備えを推進するものとする。また、道路啓開等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者との協定の締結に努めるものとする。また、短期間の集中的な大雪が見込まれる場合には、幹線道路上の大規模な滞留発生を回避するため、<u>出控え等の行動変容を促す取組</u>や道路管理者間の相互支援により除雪車等を予め広域的に再配置するなどして、集中除雪に備えるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○豪雪等に対し、緊急に道路交通を確保できるよう、迅速かつ的確な除雪活動を実施するための除雪機械、除雪要員、施設並びに連絡系統などの所要の体制の確立を図るとともに、除雪機械及び必要な資機材の計画的な整備、<u>除雪機械の貸与等による地方公共団体への支援</u>を行うものとする。</p> <p>(略)</p>
<p>第7編 雪害対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第5節 防災訓練</p> <p>○訓練を行うに当たっては、災害及び被害の想定を明確にし、以下の事項及びその他訓練実施主体毎の特性に応じた事項に留意し実践的な訓練を実施するものとする。</p>	<p>第7編 雪害対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第5節 防災訓練</p> <p>○訓練を行うに当たっては、災害及び被害の想定を明確にし、以下の事項及びその他訓練実施主体毎の特性に応じた事項に留意し実践的な訓練を実施するものとする。</p>

## 第7編 雪害災害対策編

修正前	修正後
(略)	(略)
<p>・情報の収集・連絡</p> <p>災害発生時の状況を想定し、所管施設及び交通施設の被害状況に関する情報等を迅速かつ正確に伝達する訓練を実施するものとする。</p> <p>また、災害発生時の通信の確保を図るため、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け関係機関との連携による通信訓練に参加するとともに通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的に実施するものとする。</p>	<p>・情報の収集・連絡</p> <p>災害発生時の状況を想定し、所管施設及び交通施設の被害状況に関する情報等を迅速かつ正確に伝達する訓練を実施するものとする。</p> <p><u>通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。また、災害発生時の通信の確保を図るため、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け関係機関との連携による通信訓練に参加するとともに通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的に実施するものとする。</u></p>
(略)	(略)
第7編 雪害対策編 第2章 災害応急対策 第2節 災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保 第1 災害情報の収集・連絡	第7編 雪害対策編 第2章 災害応急対策 第2節 災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保 第1 災害情報の収集・連絡
(略)	(略)

## 第7編 雪害災害対策編

修正前	修正後
○地方整備局等は、災害対策用ヘリコプター、衛星通信システム、監視カメラ等を活用して、被災地の一般的な被害状況及び救助・救援活動に必要な避難路、緊急輸送道路等をはじめとした所管施設の被害状況を迅速に把握するものとする。  (略)	○地方整備局等は、災害対策用ヘリコプター、 <u>無人航空機</u> 、衛星通信システム、監視カメラ等を活用して、被災地の一般的な被害状況及び救助・救援活動に必要な避難路、緊急輸送道路等をはじめとした所管施設の被害状況を迅速に把握するものとする。  (略)
第7編 雪害対策編 第2章 災害応急対策 第5節 災害発生直後の施設の緊急点検  (略)  <u>(新設)</u>	第7編 雪害対策編 第2章 災害応急対策 第5節 災害発生直後の施設の緊急点検  (略)  ○水道については、大規模な災害が発生した場合、あらかじめ作成した計画に従い、直ちに施設の被害情報の調査を行うものとする。
第7編 雪害対策編 第2章 災害応急対策 第13節 地方公共団体等への支援  	第7編 雪害対策編 第2章 災害応急対策 第13節 地方公共団体等への支援

## 第7編 雪害災害対策編

修正前	修正後
<p>○緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）が、救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場において活動を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行うものとする。</p>	<p>○緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）が、<u>被災状況調査を実施する場合</u>には<u>災害対策用ヘリコプター、無人航空機等を活用するものとし、救命・救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場での活動や避難所等における給水支援等</u>を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊<u>や関係団体等</u>との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行うものとする。</p>
(略)	(略)

## 第7編 雪害対策編

### 第2章 災害応急対策

#### 第13節 地方公共団体等への支援

##### 第1 情報収集、人員の派遣、応急復旧、資機材の提供等

○地方整備局等は、必要に応じて災害対策用ヘリコプター、衛星通信システム等の活用により迅速な状況把握を行うとともに、被災地方公共団体等衛星通信や光ファイバによる通信手段等を確保し、災害情報の提供等、緊密な情報連絡を行うものとする。

(略)

## 第7編 雪害対策編

### 第2章 災害応急対策

#### 第13節 地方公共団体等への支援

##### 第1 情報収集、人員の派遣、応急復旧、資機材の提供等

○地方整備局等は、必要に応じて災害対策用ヘリコプター、無人航空機、衛星通信システム等の活用により迅速な状況把握を行うとともに、被災地方公共団体等衛星通信や光ファイバによる通信手段等を確保し、災害情報の提供等、緊密な情報連絡を行うものとする。

(略)

## 第7編 雪害災害対策編

修正前	修正後
<p>第7編 雪害対策編</p> <p>第3章 災害復旧</p> <p>　第2節 災害復旧の実施</p> <p>　　第2 査定の早期実施</p> <p>　　(略)</p> <p>○災害発生後、河川、海岸、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、下水道、公園、空港、都市施設、住宅等の早期復旧のため、できる限り速やかに被害を把握し、民生の安定、交通の確保、施設の増破の防止等のため必要な応急工事を実施する等、早期復旧に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>第7編 雪害対策編</p> <p>第3章 災害復旧</p> <p>　第2節 災害復旧の実施</p> <p>　　第2 査定の早期実施</p> <p>　　(略)</p> <p>○災害発生後、河川、海岸、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、<u>上下水道</u>、公園、空港、都市施設、住宅等の早期復旧のため、できる限り速やかに被害を把握し、民生の安定、交通の確保、施設の増破の防止等のため必要な応急工事を実施する等、早期復旧に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>

## 第10編 鉄道災害対策編

修正前	修正後
第10編 鉄道災害対策編	第10編 鉄道災害対策編
第2章 災害応急対策	第2章 災害応急対策
第1節 発災直後の応急対策	第1節 発災直後の応急対策
第1 活動体制の確立	第1 活動体制の確立
(略)	(略)
<u>(新規)</u>	<u>○鉄軌道事業者等から、被災状況調査等の支援要望があった場合には、速やかに鉄道・運輸機構に対し鉄道災害調査隊（RAIL-FORCE）の派遣を要請し、鉄道災害調査隊と連携した現地調査により鉄道施設の被災状況を迅速かつ的確に把握する等、鉄軌道事業者への支援を行う。</u>
(略)	(略)

修正前	修正後
<p>第11編 道路災害対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 道路災害対策の推進</p> <p>第4 ライフライン対策の推進</p> <p>○災害発生時におけるライフラインの確保の重要性から、ライフラインの共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の計画的かつ重点的な整備を推進するとともに、下水道施設についても相互に機能を補完、代替し、全体としてライフライン機能を確保できるよう下水道施設のネットワーク化、重要幹線の二条管化等を推進するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>第11編 道路災害対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 道路災害対策の推進</p> <p>第4 ライフライン対策の推進</p> <p>○災害発生時におけるライフラインの確保の重要性から、ライフラインの共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の計画的かつ重点的な整備を推進するとともに、<u>水道施設及び下水道施設</u>についても相互に機能を補完、代替し、全体としてライフライン機能を確保できるよう<u>水道施設及び下水道施設</u>のネットワーク化、重要幹線の二条管化等を<u>上下水道一体となつて</u>推進するものとする。</p> <p>(略)</p>
<p>第11編 道路災害対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第2節 危機管理体制の整備</p> <p>第2 通信手段等の整備</p> <p>○災害情報の収集・連絡、提供に資する観測・監視機器、通信施設、情報提供装置等の整備を推進するため、次の施策を実施するとともに、運用に関する規定等の整備や定期的な点検の実施等により、災害時において円滑かつ有効に活用できる体制を確立しておくものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害に関する各種の情報を迅速に収集・把握し的確な対応を行うため、マイクロ回線設備と光ファイバ網設備を相互にバックアップする統合化を図り専用通信設備の信頼性を向上させ、移動通信システム、衛星通信システム及び</li> </ul>	<p>第11編 道路災害対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第2節 危機管理体制の整備</p> <p>第2 通信手段等の整備</p> <p>○災害情報の収集・連絡、提供に資する観測・監視機器、通信施設、情報提供装置等の整備を推進するため、次の施策を実施するとともに、運用に関する規定等の整備や定期的な点検の実施等により、災害時において円滑かつ有効に活用できる体制を確立しておくものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害に関する各種の情報を迅速に収集・把握し的確な対応を行うため、マイクロ回線設備と光ファイバ網設備を相互にバックアップする統合化・強化を図り専用通信設備の信頼性を向上させ、移動通信システム、衛星通信システ</li> </ul>

## 第11編 道路災害対策編

修正前	修正後
ヘリコプター搭載型衛星通信システム、統合災害情報システム（DiMAPS）の整備等、総合防災情報ネットワークの整備を図るものとする。  (略)	ム及びヘリコプター搭載型衛星通信システム、統合災害情報システム（DiMAPS）の整備等、総合防災情報ネットワークの整備を図るものとする。  (略)
第11編 道路災害対策編 第2章 災害応急対策 第2節 災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保 第1 災害情報の収集・連絡  (略)  ○地方整備局等は、災害対策用ヘリコプター、衛星通信システム、監視カメラ等を活用して、道路施設および周辺の被害状況を収集するものとする。	第11編 道路災害対策編 第2章 災害応急対策 第2節 災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保 第1 災害情報の収集・連絡  (略)  ○地方整備局等は、災害対策用ヘリコプター、 <u>無人航空機</u> 、衛星通信システム、監視カメラ等を活用して、道路施設および周辺の被害状況を収集するものとする。
第11編 道路災害対策編 第2章 害応急対策 第11節 地方公共団体等への支援	第11編 道路災害対策編 第2章 災害応急対策 第11節 地方公共団体等への支援

## 第11編 道路災害対策編

修正前	修正後
<p>○緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）が、救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場において活動を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行うものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>○緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）が、<u>被災状況調査を実施する場合</u>には<u>災害対策用ヘリコプター、無人航空機等を活用するものとし、救命・救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場での活動や避難所等における給水支援等</u>を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊<u>や関係団体等</u>との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行うものとする。</p> <p>(略)</p>
<p>第11編 道路災害対策編</p> <p>第2章 災害応急対策</p> <p>第11節 地方公共団体等への支援</p> <p>第1 情報収集、人員の派遣、応急復旧、資機材の提供等</p> <p>○地方整備局等は、必要に応じて災害対策用ヘリコプター、衛星通信システム等の活用により迅速な状況把握を行うとともに、被災地方公共団体等との通信手段等を確保し、災害情報の提供等、緊密な情報連絡を行うものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>第11編 道路災害対策編</p> <p>第2章 災害応急対策</p> <p>第11節 地方公共団体等への支援</p> <p>第1 情報収集、人員の派遣、応急復旧、資機材の提供等</p> <p>○地方整備局等は、必要に応じて災害対策用ヘリコプター、<u>無人航空機、衛星通信システム等</u>の活用により迅速な状況把握を行うとともに、被災地方公共団体等との通信手段等を確保し、災害情報の提供等、緊密な情報連絡を行うものとする。</p> <p>(略)</p>

## 第11編 道路災害対策編

修正前	修正後
第11編 道路災害対策編 第3章 災害復旧 第2節 災害復旧の実施 第2 査定の早期実施  (略)	第11編 道路災害対策編 第3章 災害復旧 第2節 災害復旧の実施 第2 査定の早期実施  (略)
○災害発生後、河川、海岸、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、下水道、公園、空港、都市施設、住宅等の早期復旧のため、できる限り速やかに被害を把握し、民生の安定、交通の確保、施設の増破の防止等のため必要な応急工事を実施する等、早期復旧に努めるものとする。	○災害発生後、河川、海岸、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、 <u>上下</u> 水道、公園、空港、都市施設、住宅等の早期復旧のため、できる限り速やかに被害を把握し、民生の安定、交通の確保、施設の増破の防止等のため必要な応急工事を実施する等、早期復旧に努めるものとする。
(略)	(略)

修正前	修正後
<p>第13編 河川水質事故災害対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第2節 危機管理体制の整備</p> <p>第2 通信手段等の整備</p> <p>○災害情報の収集・連絡、提供に資する観測・監視機器、通信施設、情報提供装置等の整備を推進するとともに、運用に関する規定等の整備や定期的な点検の実施等により、災害時において円滑かつ有効に活用できる体制を確立しておくものとする。また、各情報通信施設についての停電対策を講じておくものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害に関する各種の情報を迅速に収集・把握し的確な対応を行うため、マイクロ回線設備と光ファイバ網設備を相互にバックアップする統合化を図り専用通信設備の信頼性を向上させ、移動通信システム、衛星通信システム及びヘリコプター搭載型衛星通信システム、統合災害情報システム（DiMAPS）の整備等、総合防災情報ネットワークの整備を図るものとする。</li> </ul> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川、道路、下水道の公共施設管理の高度化、効率化のため、公共施設管理用の光ファイバ網等情報通信基盤の整備を推進するものとする。なお、この光ファイバ等を災害発生時の緊急連絡用として地方公共団体との通信確保に利用できるように必要な措置を行うものとする。</li> </ul>	<p>第13編 河川水質事故災害対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第2節 危機管理体制の整備</p> <p>第2 通信手段等の整備</p> <p>○災害情報の収集・連絡、提供に資する観測・監視機器、通信施設、情報提供装置等の整備を推進するとともに、運用に関する規定等の整備や定期的な点検の実施等により、災害時において円滑かつ有効に活用できる体制を確立しておくものとする。また、各情報通信施設についての停電対策を講じておくものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害に関する各種の情報を迅速に収集・把握し的確な対応を行うため、マイクロ回線設備と光ファイバ網設備を相互にバックアップする統合化・強化を図り専用通信設備の信頼性を向上させ、移動通信システム、衛星通信システム及びヘリコプター搭載型衛星通信システム、統合災害情報システム（DiMAPS）の整備等、総合防災情報ネットワークの整備を図るものとする。</li> </ul> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川、道路、上下水道の公共施設管理の高度化、効率化のため、公共施設管理用の光ファイバ網等情報通信基盤の整備を推進するものとする。なお、この光ファイバ等を災害発生時の緊急連絡用として地方公共団体との通信確保に利用できるように必要な措置を行うものとする。</li> </ul>

## 第13編 河川水質事故災害対策編

修正前	修正後
<p>第13編 河川水質事故災害対策編</p> <p>第2章 災害応急対策</p> <p>　第1節 災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保</p> <p>　　第1 災害情報の収集・連絡</p> <p>(略)</p> <p>○地方整備局等は、災害対策用ヘリコプター、衛星通信システム、監視カメラ等を活用して、所管施設および周辺の被害情報を迅速に収集するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>第13編 河川水質事故災害対策編</p> <p>第2章 災害応急対策</p> <p>　第1節 災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保</p> <p>　　第1 災害情報の収集・連絡</p> <p>(略)</p> <p>○地方整備局等は、災害対策用ヘリコプター、<u>無人航空機</u>、衛星通信システム、監視カメラ等を活用して、所管施設および周辺の被害情報を迅速に収集するものとする。</p> <p>(略)</p>
<p>第13編 河川水質事故災害対策編</p> <p>第2章 災害応急対策</p> <p>　第8節 地方公共団体等への支援</p> <p>　　第1 情報収集、資機材の提供等</p> <p>○地方整備局等は、必要に応じて災害対策用ヘリコプター、衛星通信システム等の活用により迅速な状況把握を行うとともに、被災地方公共団体等との通信手段等を確保し、災害情報の提供等、緊密な情報連絡を行うものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>第13編 河川水質事故災害対策編</p> <p>第2章 災害応急対策</p> <p>　第8節 地方公共団体等への支援</p> <p>　　第1 情報収集、資機材の提供等</p> <p>○地方整備局等は、必要に応じて災害対策用ヘリコプター、<u>無人航空機</u>、衛星通信システム等の活用により迅速な状況把握を行うとともに、被災地方公共団体等との通信手段等を確保し、災害情報の提供等、緊密な情報連絡を行うものとする。</p> <p>(略)</p>

## 第15編 大規模火事等災害対策編

修正前	修正後
第15編 大規模火事等災害対策編 第1章 災害予防 第1節 大規模火事等災害対策の推進 第2 都市の防災構造化の推進  (略)	第15編 大規模火事等災害対策編 第1章 災害予防 第1節 大規模火事等災害対策の推進 第2 都市の防災構造化の推進  (略)
○避難場所等となる都市公園の整備の年次計画等を明らかにした地方公共団体による防災公園整備プログラムの策定を推進するものとする。	(削除)
○「緑の基本計画」に基づいた系統的かつ計画的な都市公園の整備、特別緑地保全地区の指定や積極的な緑地協定の締結、 <u>緑化重点地区整備事業</u> による低・未利用地を活用した多様な緑地の整備等を推進することにより、延焼遮断、市街化の進展防止等、市街地の総合的な防災性向上に資する緑地の体系的な保全・整備を図るものとする。	○「緑の基本計画」に基づいた系統的かつ計画的な都市公園の整備、特別緑地保全地区の指定や積極的な緑地協定の締結、 <u>グリーンインフラ活用型都市構築支援事業</u> 等による低・未利用地を活用した多様な緑地の整備等を推進することにより、延焼遮断、市街化の進展防止等、市街地の総合的な防災性向上に資する緑地の体系的な保全・整備を図るものとする。
(略)	(略)
第15編 大規模火事等災害対策編 第1章 災害予防 第1節 大規模火事等災害対策の推進 第2 都市の防災構造化の推進  (略)	第15編 大規模火事等災害対策編 第1章 災害予防 第1節 大規模火事等災害対策の推進 第2 都市の防災構造化の推進  (略)

## 第15編 大規模火事等災害対策編

修正前	修正後
<p>○防災公園等の整備に併せた耐震性貯水槽の整備、水と緑のネットワークの整備、下水処理水の活用等により、災害時の消火用水の確保等を促進するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>○<u>水道管の耐震化</u>、防災公園等の整備に併せた耐震性貯水槽の整備、水と緑のネットワークの整備、下水処理水の活用等により、災害時の消火用水の確保等を促進するものとする。</p> <p>(略)</p>
<p>第15編 大規模火事等災害対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 大規模火事等災害対策の推進</p> <p>第3 避難場所・避難路等の確保・整備</p>	<p>第15編 大規模火事等災害対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 大規模火事等災害対策の推進</p> <p>第3 避難場所・避難路等の確保・整備</p>
<p>○河川、海岸堤防の管理用通路、河川舟運の活用や、緊急用河川敷道路の整備、砂防事業、地すべり対策事業、海岸事業、下水道事業、港湾事業等により整備されるオープンスペースの活用を推進するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>○河川、海岸堤防の管理用通路、河川舟運の活用や、緊急用河川敷道路の整備、砂防事業、地すべり対策事業、海岸事業、<u>水道事業</u>、下水道事業、港湾事業等により整備されるオープンスペースの活用を推進するものとする。</p> <p>(略)</p>
<p>第15編 大規模火事等災害対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 大規模火事等災害対策の推進</p> <p>第5 ライフライン対策の推進</p>	<p>第15編 大規模火事等災害対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 大規模火事等災害対策の推進</p> <p>第5 ライフライン対策の推進</p>

## 第15編 大規模火事等災害対策編

修正前	修正後
○災害発生時におけるライフラインの確保の重要性から、ライフラインの共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の計画的かつ重点的な整備を推進するとともに下水道施設についても相互に機能を補完、代替し、全体としてライフライン機能を確保できるよう下水道施設のネットワーク化、重要幹線の二条管化等を推進するものとする。	○災害発生時におけるライフラインの確保の重要性から、ライフラインの共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の計画的かつ重点的な整備を推進するとともに、水道施設及び下水道施設についても相互に機能を補完、代替し、全体としてライフライン機能を確保できるよう <u>水道施設及び下水道施設</u> のネットワーク化、重要幹線の二条管化等を <u>上下水道一体</u> となって推進するものとする。
(略)	(略)
第15編 大規模火事等災害対策編 第1章 災害予防 第2節 危機管理体制の整備 第2 通信手段等の整備	第15編 大規模火事等災害対策編 第1章 災害予防 第2節 危機管理体制の整備 第2 通信手段等の整備
○災害情報の収集・連絡、提供に資する観測・監視機器、通信施設、情報提供装置等の整備を推進するため、次の施策を実施するとともに、運用に関する規定等の整備や定期的な点検の実施等により、災害時において円滑かつ有効に活用できる体制を確立しておくものとする。	○災害情報の収集・連絡、提供に資する観測・監視機器、通信施設、情報提供装置等の整備を推進するため、次の施策を実施するとともに、運用に関する規定等の整備や定期的な点検の実施等により、災害時において円滑かつ有効に活用できる体制を確立しておくものとする。
(略)	(略)
・災害に関する各種の情報を迅速に収集・把握し的確な対応を行うため、マイクロ回線設備と光ファイバ網設備を相互にバックアップする統合化を図り専用通信設備の信頼性を向上させ、移動通信システム、衛星通信システム及びヘリコプター搭載型衛星通信システム、統合災害情報システム（DiMAPS）の整備等、総合防災情報ネットワークの整備を図るものとする。	・災害に関する各種の情報を迅速に収集・把握し的確な対応を行うため、マイクロ回線設備と光ファイバ網設備を相互にバックアップする統合化・強化を図り専用通信設備の信頼性を向上させ、移動通信システム、衛星通信システム及びヘリコプター搭載型衛星通信システム、統合災害情報システム（DiMAPS）の整備等、総合防災情報ネットワークの整備を図るものとする。

## 第15編 大規模火事等災害対策編

修正前	修正後
(略)	(略)
<p>・河川、海岸、道路、下水道、港湾の公共施設管理の高度化、効率化のため、公共施設管理用の光ファイバ網等情報通信基盤の整備を推進するものとする。なお、この光ファイバ等を災害発生時の緊急連絡用として地方公共団体との通信確保に利用できるように必要な措置を行うものとする。また、G I Sについても開発・整備を推進し、公共施設の被害情報の把握及び提供が迅速かつ的確に行えるようにするものとする。</p>	<p>・河川、海岸、道路、<u>上下水道</u>、港湾の公共施設管理の高度化、効率化のため、公共施設管理用の光ファイバ網等情報通信基盤の整備を推進するものとする。なお、この光ファイバ等を災害発生時の緊急連絡用として地方公共団体との通信確保に利用できるように必要な措置を行うものとする。また、G I Sについても開発・整備を推進し、公共施設の被害情報の把握及び提供が迅速かつ的確に行えるようにするものとする。</p>
(略)	(略)
<p>第15編 大規模火事等災害対策編</p> <p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保</p> <p>第1 災害情報の収集・連絡</p>	<p>第15編 大規模火事等災害対策編</p> <p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保</p> <p>第1 灾害情報の収集・連絡</p>
(略)	(略)
<p>○地方整備局等は、災害対策用ヘリコプター、衛星通信車、K u – S A T、C C T V等を活用して、被災地の一般的な被害状況及び救助・救援活動に必要な避難路、幹線道路等をはじめとした所管施設の被害状況を迅速に把握するものとする。</p>	<p>○地方整備局等は、災害対策用ヘリコプター、<u>無人航空機</u>、衛星通信車、K u – S A T、C C T V等を活用して、被災地の一般的な被害状況及び救助・救援活動に必要な避難路、幹線道路等をはじめとした所管施設の被害状況を迅速に把握するものとする。</p>
(略)	(略)

## 第15編 大規模火事等災害対策編

修正前	修正後
<p>第15編 大規模火事等災害対策編</p> <p>第2章 災害応急対策</p> <p>第12節 地方公共団体等への支援</p> <p>第1 情報収集、資機材の提供等</p> <p>○地方整備局等は、必要に応じて災害対策用ヘリコプター、衛星通信システム等の活用により迅速な状況把握を行うとともに、被災地方公共団体等との通信手段等確保し、災害情報の提供等、緊密な情報連絡を行うものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>第15編 大規模火事等災害対策編</p> <p>第2章 災害応急対策</p> <p>第12節 地方公共団体等への支援</p> <p>第1 情報収集、資機材の提供等</p> <p>○地方整備局等は、必要に応じて災害対策用ヘリコプター、<u>無人航空機</u>、衛星通信システム等の活用により迅速な状況把握を行うとともに、被災地方公共団体等との通信手段等確保し、災害情報の提供等、緊密な情報連絡を行うものとする。</p> <p>(略)</p>
<p>第15編 大規模火事等災害対策編</p> <p>第2章 災害応急対策</p> <p>第12節 地方公共団体等への支援</p> <p>第5 消防活動への支援</p> <p>○必要に応じ、都市公園内の水泳プール、池及び井戸水、下水道の高度処理水や雨水貯留施設の貯留水、河川水及び海水の利用について助言を行うものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>第15編 大規模火事等災害対策編</p> <p>第2章 災害応急対策</p> <p>第12節 地方公共団体等への支援</p> <p>第5 消防活動への支援</p> <p>○必要に応じ、<u>使用可能な消火栓</u>、都市公園内の水泳プール、池及び井戸水、下水道の高度処理水や雨水貯留施設の貯留水、河川水及び海水の利用について助言を行うものとする。</p> <p>(略)</p>

以上